令和７年度

障がい福祉のしおり

MATSUSAKA city Guide for Disability Welfare

松　阪　市

ご利用にあたって

■この「しおり」は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や難病患者の方が受けることのできる支援サービスや助成制度などの概要をまとめたものです。
■詳細については、それぞれの窓口へお問い合わせください。
■なお、新たに制度化される事業や改正される制度の内容については、広報まつさかや、随時「しおり」を修正するなどしてお知らせします。

ご申請にあたって

■各種申請の際は、窓口にお越しいただく方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、免許証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真付き）等）を持参してください。

障がい福祉に関する問い合わせ先

問い合わせ先	住　　所	電話番号 (0598)	FAX 番号 (0598)
松阪市福祉事務所 障がい福祉課	515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1	53-4082 53-4079	26-9113
嬉野地域振興局 地域住民課	515-2324 松阪市嬉野町 1434 番地	48-3809	42-6220
三雲地域振興局 地域住民課	515-2112 松阪市曽原町 872 番地	56-7910	56-5382
飯南地域振興局 地域住民課	515-1411 松阪市飯南町粥見 3950 番地	32-2922	32-3771
飯高地域振興局 地域住民課	515-1592 松阪市飯高町宮前 180 番地	46-7112	46-1092

松阪市障がい福祉課ホームページ

https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/2

松阪市　障がい福祉課　検 索

－も　く　じ－

手帳・障がいの認定

1－1　身体障害者手帳 1
1－2　療育手帳 2
1－3　精神障害者保健福祉手帳 3
1－4　難病患者への支援 4

障害福祉サービス

2－1　障害福祉サービス等の種類と対象者 7
2－2　障害福祉サービス等の利用手続き 12

医療・健康

3－1　自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療） 15
3－2　自立支援医療（更生医療） 16
3－3　自立支援医療（育成医療） 17
3－4　自立支援医療（精神通院医療） 18
3－5　障がい者医療費の助成 19
3－6　後期高齢者医療制度 20
3－7　特定疾病療養受療証（健康保険） 21
3－8　特定医療費（指定難病）支給制度 22
3－9　健康診査 23
3－10　みえ歯ートネット 24
3－11　小児慢性特定疾病医療費助成 25
3－12　医療的ケア児通院等交通費助成制度 26

手当・年金

4－1　障害基礎年金 27
4－2　障害厚生年金 28
4－3　特別障害給付金制度 29
4－4　各種手当 30
4－5　三重県心身障害者扶養共済制度 32

税金・NHK・電話料金

5－1　要介護等認定高齢者の障害者控除認定 33
5－2　所得税・市県民税の控除など 34
5－3　自動車税等の減免 36
5－4　住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額 38
5－5　NHK 放送受信料の免除 39
5－6　携帯電話の基本使用料等の割引 39
5－7　電話の無料番号案内 39

交通・自動車

6－1　自動車燃料費助成給油券の交付 40
6－2　重度心身障がい者タクシー乗車券の交付 41
6－3　重度身体障がい者福祉タクシー乗車券の交付 42
6－4　自動車運転免許取得費の助成 42
6－5　自動車改造費の助成 43
6－6　介護者運転自動車改造・購入費の助成 44
6－7　有料道路通行料の割引 45
6－8　鉄道・バス料金の割引 46
6－9　タクシー料金の割引 47
6－10　津エアポートラインの割引 47
6－11　航空運賃の割引 47
6－12　三重おもいやり駐車場利用証制度 48
6－13　駐車禁止除外指定車標章の交付 49

補装具・日常生活用具

7－1　補装具費の給付 50
7－2　三重県聴覚障がい児補聴器購入費用助成制度 52
7－3　日常生活用具の給付 53
7－4　小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 60
7－5　重度障がい者（児）紙オムツの給付 61

住宅

8－1　住宅改修費（日常生活用具の給付） 62
8－2　住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額..... 62
8－3　水洗トイレ等改造費の助成 62
8－4　公営住宅の入居案内 63

視覚・聴覚障がいの支援

9－1　手話通訳者の設置 64
9－2　手話通訳者の派遣 64
9－3　要約筆記者の派遣 64
9－4　点字図書 65
9－5　視覚障がい者（児）生活訓練事業 66

緊急・災害時の支援

10－1　聴覚・言語機能の障がい者の緊急通報の登録 67
10－2　防災情報の受信 68
10－3　緊急通報装置の貸与 69

その他の支援

11－1　郵便等による不在者投票 70
11－2　投票所入場券 71
11－3　障がい者デイケア 71
11－4　障害者福祉センター事業 71
11－5　車いすの貸出 72
11－6　生活福祉資金の貸付 72
11－7　松阪版サポートブック 73

権利擁護

12－1　成年後見制度 74
12－2　成年後見制度利用支援事業 75
12－3　日常生活自立支援事業 76
12－4　障がい者に対する虐待の防止 77

相談

13－1　相談窓口 78
13－2　各種相談窓口 79

身体障害者障害程度等級表 84
障がい者マーク 86

【「障害」・「障がい」の表記について】
松阪市の表記ルールとして、「障害」の表記については、法律で定められている名称等に含まれる場合等を除き、「障がい」を使用しています。

等級別の主な対象サービス

掲載頁	各サービス		身体障害者手帳																		
			総合等級						視覚						聴覚・平衡					音声・そしゃく	
			1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4
7	［障害福祉サービス］		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
16	［医療・健康］	自立支援医療（更生医療）							△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
17		自立支援医療（育成医療）							△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
18		自立支援医療（精神通院医療）																			
19		障がい者医療費の助成	○	○	○				○	○	○				○	○				○	
20		後期高齢者医療制度	○	○	○	△			○	○	○				○	○				○	△
27	［手当・年金］	障害基礎年金							○	△	△				○	△				△	
30		特別障害者手当	△	△					△	△					△	△				△	
30		障害児福祉手当	△	△					○						○						
30		特別児童扶養手当	△	△					○	○	○				○	○				○	
34	［税金・公共料金］	所得税・市県民税の控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36		自動車税等の減免	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○			○	○				△	
39		NHK 放送受信料（全額免除） ※ 世帯全員が住民税非課税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39		NHK 放送受信料（半額免除）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△ ←	△ （聴覚障がいのみ）	△		△ →		
40	［交通・自動車］	自動車燃料費助成給油券の交付	○						○												
41		重度心身障がい者タクシー乗車券	△	△					○	○											
42		重度身体障がい者福祉タクシー乗車券																			
42		自動車運転免許取得費の助成	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△		○	○	○	○	○	○	○
43		自動車改造費等の助成																			
44		介護者運転自動車改造・購入費の助成																			
45		有料道路通行料の割引	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△
48		三重おもいやり駐車場利用証制度	△	△	△	△	△	△	○	○	○	○			○ ←	○ （※1）	○	○ →			
50	［補装具等］	補装具費の給付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
53		日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
58		日常生活用具（住宅改修費）の給付																			
61		重度障がい者（児）紙オムツの給付																			
67	［その他］	緊急通報の登録													○ ←	○ （聴覚障がいのみ）	○		○ →	○ ← （※2）	○ →
69		緊急通報装置の貸与	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

※1 聴覚障がいは 2〜3 級、平衡障がいは 3〜5 級
※2 音声障がいのみ

（○：おおむね対象　△：一部対象）

身体障害者手帳																				療育手帳				精神障害者保健福祉手帳			難病	所得制限
上肢（※3）						下肢（※3）						体幹				内部障害												
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	5	1	2	3	4	A1	A2	B1	B2	1	2	3		
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△									有
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△									有
																								△	△	△		有
○	○	○				○	○	○				○	○	○		○	○	○		○	○	○		△				有
○	○	○				○	○	○	△			○	○	○		○	○	○		○	○			○	○			
○	△	△	△			○	○	○	△			○	△	△		△	△	△		△	△	△	△	△	△	△		有
△	△	△				△	△	△				△	△			△				△				△				有
○	△					○						○				△	△			△				△				有
○	○	○				○	○	○	△			○	○	○		△	△	△		○	○	△	△	△	△			有
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○					○	○	○	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○		○	○			○				
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		有
△	△					△	△					△	△			△	△			△	△			△				有
○						○						○				○				○	○			○				
						○	○					○	○			○				○	○			○				
						○						○																
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○													有
						△	△					△	△															有
○	△	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○							
○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			○	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△								△	有
△	△					△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有
△	△					△	△	△				△	△	△														有
						○	○					○	○							○	○							有
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		有

※3 脳原性運動機能障害の上肢機能障害は上肢、移動機能障害は下肢を参照

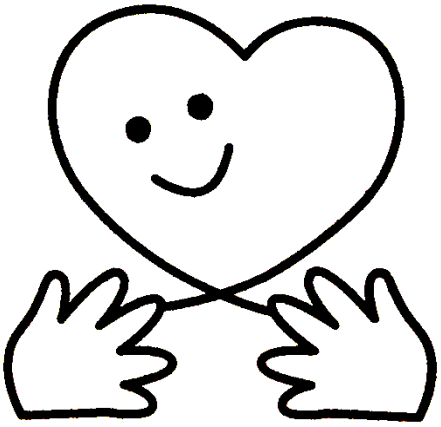

「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」
シンボルマーク

手帳・障がいの認定

1－1　身体障害者手帳　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

【対象者】

「身体障害者障害程度等級表（末頁参照）」に掲げる身体上の障がいがある方

※ 障がいの程度により１級から６級までの区分があります。

【申請方法（新規・再認定）】

① 必要書類を添えて、障がい福祉課又は各地域住民課へ申請します。

※ 申請書・診断書は、三重県障害者相談支援センターのホームページからダウンロードできます。

→ https://www.pref.mie.lg.jp/SHOGAIC/HP/40462033299.htm

※ 申請書・診断書を設置している医療機関もあります。

※ 診断書の作成は、指定医師に限ります。（指定医師は三重県障害者相談支援センターのホームページ、医療機関又は市の窓口等でご確認ください。）

三重県　身体障害者手帳　検索

三重県　身体障害者手帳　指定医師　検索

② 県において障がい名と等級を認定し、身体障害者手帳が交付されます。

※ 身体障害者手帳の受け取りまでは、申請から約１か月半かかります。（却下の場合は通知を送付します。）

【手続きに必要なもの】

申請の種類 ＼ 手続きに必要なもの	新規手帳交付	等級変更・障害名追加	住所・氏名等の変更	再交付（破損等）	再認定	返還（死亡等）
診断書	○	○			○	
写真１枚（縦４㎝×横３㎝）	○	○		○	○	
身体障害者手帳		○	○	△	○	○
マイナンバーカード	○	○	○	○	○	

※ 手帳がお手元に届くまで日数がかかりますので、福祉サービス等の受給を急がれる場合は、余裕のある申請をお願いします。

1－2　療育手帳　　知

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

【対象者】

児童相談所（18 歳未満）又は三重県障害者相談支援センター（18 歳以上）において知的障がいと判定された方

※ 障がいの程度により、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の区分があります。

【申請方法（新規・再判定）】

① 申請前に判定又は面談が必要ですので、日程の予約をしてください。

※ 18 歳未満（知能検査及び面談）　→ そだちの丘　育ちサポート係（電話 30－4410）

18 歳以上（面談）　→ 障がい福祉課（電話 53－4056）

② 必要書類を添えて、障がい福祉課又は各地域住民課へ申請します。

③ 県において障がいの程度を判定し、療育手帳が交付されます。

※ 療育手帳の受け取りまでは、申請から約２か月かかります。（却下の場合は通知を送付します。）

【手続きに必要なもの】

申請の種類 ＼ 手続きに必要なもの	新規手帳交付	再判定	住所・氏名等の変更	再交付（破損等）	返還（死亡等）
写真１枚（縦４㎝×横３㎝）	○	○		○	
療育手帳		○	○	△	○
マイナンバーカード	○	○	○	○	

1－3　精神障害者保健福祉手帳　　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

【対象者】

精神障がいがあるために、長期にわたり日常生活への制約がある方

※ 障がいの程度により 1 級から 3 級までの区分があります。

【手帳の有効期限】

手帳の有効期限は 2 年です。更新手続きは、有効期限の 3 か月前から可能です。

【申請方法】

① 必要書類を添えて、障がい福祉課又は各地域住民課へ申請します。

※ 申請書・診断書は、三重県こころの健康センターのホームページからダウンロードできます。

→ https://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/36689031995.htm

三重県　精神障害者保健福祉手帳　検索

※ 診断書は、初診日から 6 か月以上経過した時点で作成したものに限ります。

※ 診断書に代えて障害年金証書（年金受給理由が精神障がいの場合に限る。）で申請することもできます。

② 県において等級を認定し、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

※ 精神障害者保健福祉手帳の受け取りまでは、診断書を添えて申請した場合は約２か月、年金証書を添えて申請した場合は約 3 か月かかります。（却下の場合は通知を送付します。）

※ 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療費（精神通院医療）は同時申請ができます。

□ 同時申請の際は、精神障害者保健福祉手帳用診断書が必要です。

□ 手帳用診断書で申請する場合は、精神通院医療用の診断書は不要です。

＊ 手帳等の交付状況によって対応できない場合がありますので窓口でご確認ください。

【手続きに必要なもの】

申請の種類 ＼ 手続きに必要なもの	新規手帳交付	更新・等級変更	住所・氏名の変更	再交付（破損等）	返還（死亡等）
診断書又は障害年金証書の写し（裁定通知書又は直近の年金支払通知書でも可）	○	○			
写真（縦 4 ㎝×横 3 ㎝）※	△	△		△	
精神障害者保健福祉手帳		○	○	△	○
マイナンバーカード	○	○	○	○	

※写真の添付を希望されない方は写真不要ですが、それによりサービスを受けられないことがあります。

1－4　難病患者への支援　難

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

【対象となる疾患】

障害者総合支援法では、障がい者の範囲に難病患者等が追加され、その対象となる疾患は、下表「障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）」のとおりです。障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められたサービスを利用できます。

【利用できるサービス】

・障害福祉サービス（P.7）
・地域生活支援事業（P.9）
・障害児通所支援（P.9）
・特定医療費（指定難病）支給制度（P.24）
・補装具費の給付（P.54）
・日常生活用具の給付（P.57）　など

【申請に必要なもの】

① 対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証）
② マイナンバーカード
※ その他各制度で必要とされるもの

障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）　*令和7年4月1日現在

※　新たに対象となる疾病（7疾病）
△　表記が変更された疾病（2疾病）
○　障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	病名	番号	病名	番号	病名
1	アイカルディ症候群	20	遺伝性自己炎症疾患	39	エマヌエル症候群
2	アイザックス症候群	21	遺伝性ジストニア	40	MECP2重複症候群
3	IgA腎症	22	遺伝性周期性四肢麻痺	41	LMNB1関連大脳白質脳症　※
4	IgG4関連疾患	23	遺伝性膵炎	42	遠位型ミオパチー
5	亜急性硬化性全脳炎	24	遺伝性鉄芽急性貧血	43	円錐角膜　○
6	アジソン病	25	ウィーバー症候群	44	黄色靭帯骨化症
7	アッシャー症候群	26	ウィリアムズ症候群	45	黄斑ジストロフィー
8	アトピー性脊髄炎	27	ウィルソン病	46	大田原症候群
9	アペール症候群	28	ウエスト症候群	47	オクシピタル・ホーン症候群
10	アミロイドーシス	29	ウェルナー症候群	48	オスラー病
11	アラジール症候群	30	ウォルフラム症候群	49	カーニー複合
12	アルポート症候群	31	ウルリッヒ病	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
13	アレキサンダー病	32	HTRA1関連脳小血管病	51	潰瘍性大腸炎
14	アンジェルマン症候群	33	HTLV-1関連脊髄症	52	下垂体前葉機能低下症
15	アントレー・ビクスラー症候群	34	ATR-X症候群	53	家族性地中海熱
16	イソ吉草酸血症	35	ADH分泌異常症	54	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）
17	一次性ネフローゼ症候群	36	エーラス・ダンロス症候群	55	家族性良性慢性天疱瘡
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	37	エプスタイン症候群	56	カナバン病
19	1p36欠失症候群	38	エプスタイン病	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群

番号	病名	
58	歌舞伎症候群	
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	
60	カルニチン回路異常症	
61	加齢黄斑変性	○
62	肝型糖原病	
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	
64	環状20番染色体症候群	
65	関節リウマチ	
66	完全大血管転位症	
67	眼皮膚白皮症	
68	偽性副甲状腺機能低下症	
69	ギャロウェイ・モワト症候群	
70	急性壊死性脳症	○
71	急性網膜壊死	○
72	球脊髄性筋萎縮症	
73	急速進行性糸球体腎炎	
74	強直性脊椎炎	
75	巨細胞性動脈炎	
76	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）	
77	巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）	
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	
79	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）	
80	筋萎縮性側索硬化症	
81	筋型糖原病	
82	筋ジストロフィー	
83	クッシング病	
84	クリオピリン関連周期熱症候群	
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	
86	クルーゾン症候群	
87	グルコーストランスポーター1欠損症	
88	グルタル酸血症1型	
89	グルタル酸血症2型	
90	クロウ・深瀬症候群	
91	クローン病	
92	クロンカイト・カナダ症候群	
93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	
94	結節性硬化症	
95	結節性多発動脈炎	
96	血栓性血小板減少性紫斑病	
97	限局性皮質異形成	
98	原発性肝外門脈閉塞症	※
99	原発性局所多汗症	○
100	原発性硬化性胆管炎	
101	原発性高脂血症	
102	原発性側索硬化症	
103	原発性胆汁性胆管炎	
104	原発性免疫不全症候群	
105	顕微鏡的大腸炎	○
106	顕微鏡的多発血管炎	
107	高IgD症候群	
108	好酸球性消化管疾患	
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	
110	好酸球性副鼻腔炎	
111	抗糸球体基底膜腎炎	

番号	病名	
112	後縦靭帯骨化症	
113	甲状腺ホルモン不応症	
114	拘束型心筋症	
115	高チロシン血症1型	
116	高チロシン血症2型	
117	高チロシン血症3型	
118	後天性赤芽球癆	
119	広範脊柱管狭窄症	
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	
121	抗リン脂質抗体症候群	
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	※
123	コケイン症候群	
124	コステロ症候群	
125	骨形成不全症	
126	骨髄異形成症候群	○
127	骨髄線維症	○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	
129	5p欠失症候群	
130	コフィン・シリス症候群	
131	コフィン・ローリー症候群	
132	混合性結合組織病	
133	鰓耳腎症候群	
134	再生不良性貧血	
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	○
136	再発性多発軟骨炎	
137	左心低形成症候群	
138	サルコイドーシス	
139	三尖弁閉鎖症	
140	三頭酵素欠損症	
141	CFC症候群	
142	シェーグレン症候群	
143	色素性乾皮症	
144	自己貪食空胞性ミオパチー	
145	自己免疫性肝炎	
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	
147	自己免疫性溶血性貧血	
148	四肢形成不全	○
149	シトステロール血症	
150	シトリン欠損症	
151	紫斑病性腎炎	
152	脂肪萎縮症	
153	若年性特発性関節炎	
154	若年性肺気腫	
155	シャルコー・マリー・トゥース病	
156	重症筋無力症	
157	修正大血管転位症	
158	出血性線溶異常症	※
159	ジュベール症候群関連疾患	
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	
161	神経細胞移動異常症	
162	神経軸索スフェロイド形式を伴う遺伝性びまん性白質脳症	
163	神経線維腫症	
164	神経有棘赤血球症	
165	進行性核上性麻痺	

番号	病名	
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	
167	進行性骨化性線維異形成症	
168	進行性多巣性白質脳症	
169	進行性白質脳症	
170	進行性ミオクローヌスてんかん	
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症およびてんかん性脳症	Δ
174	スタージ・ウェーバー症候群	
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	
176	スミス・マギニス症候群	
177	スモン	○
178	脆弱X症候群	
179	脆弱X症候群関連疾患	
180	成人発症スチル病	
181	成長ホルモン分泌亢進症	
182	脊髄空洞症	
183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	
184	脊髄髄膜瘤	
185	脊髄性筋萎縮症	
186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症	
187	前眼部形成異常	
188	全身性エリテマトーデス	
189	全身性強皮症	
190	先天異常症候群	
191	先天性横隔膜ヘルニア	
192	先天性核上性球麻痺	
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	
194	先天性魚鱗癬	
195	先天性筋無力症候群	
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	
197	先天性三尖弁狭窄症	
198	先天性腎性尿崩症	
199	先天性赤血球形成異常性貧血	
200	先天性僧帽弁狭窄症	
201	先天性大脳白質形成不全症	
202	先天性肺静脈狭窄症	
203	先天性風疹症候群	○
204	先天性副腎低形成症	
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	
206	先天性ミオパチー	
207	先天性無痛無汗症	
208	先天性葉酸吸収不全	
209	前頭側頭葉変性症	
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	
211	早期ミオクロニー脳症	
212	総動脈幹遺残症	
213	総排泄腔遺残	
214	総排泄腔外反症	
215	ソトス症候群	
216	ダイアモンド・ブラックファン貧血	
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	
218	大脳皮質基底核変性症	
219	大理石骨病	

番号	病名	
220	ダウン症候群	○
221	高安動脈炎	
222	多系統萎縮症	
223	タナトフォリック骨異形成症	
224	多発血管炎性肉芽腫症	
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	
226	多発性軟骨性外骨腫症	○
227	多発性嚢胞腎	
228	多脾症候群	
229	タンジール病	
230	単心室症	
231	弾性線維性仮性黄色腫	
232	短腸症候群	○
233	胆道閉鎖症	
234	遅発性内リンパ水腫	
235	チャージ症候群	
236	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	
237	中毒性表皮壊死症	
238	腸管神経節細胞僅少症	
239	TRPV4異常症	
240	TSH分泌亢進症	
241	TNF受容体関連周期性症候群	
242	低ホスファターゼ症	
243	天疱瘡	
244	特発性拡張型心筋症	
245	特発性間質性肺炎	
246	特発性基底核石灰化症	
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	
248	特発性後天性全身性無汗症	
249	特発性大腿骨頭壊死症	
250	特発性多中心性キャッスルマン病	
251	特発性門脈圧亢進症	
252	特発性両側性感音難聴	
253	突発性難聴	○
254	ドラベ症候群	
255	中條・西村症候群	
256	那須・ハコラ病	
257	軟骨無形性症	
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	
259	22q11.2欠失症候群	
260	乳児発症STING 関連血管炎	※
261	乳幼児肝巨大血管腫	
262	尿素サイクル異常症	
263	ヌーナン症候群	
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症	
265	ネフロン癆	
266	脳クレアチン欠乏症候群	
267	脳腱黄色腫症	
268	脳内鉄沈着神経変性症	
269	脳表ヘモジデリン沈着症	
270	膿疱性乾癬	
271	嚢胞性線維症	
272	パーキンソン病	

番号	病名	
273	バージャー病	
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	
275	肺動脈性肺高血圧症	
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	
277	肺胞低換気症候群	
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	
279	バッド・キアリ症候群	
280	ハンチントン病	
281	汎発性特発性骨増殖症	○
282	PCDH19関連症候群	
283	PURA関連神経発達異常症	※
284	非ケトーシス型高グリシン血症	
285	肥厚性皮膚骨膜症	
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	
288	肥大型心筋症	
289	左肺動脈右肺動脈起始症	
290	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	
291	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	
293	非典型溶血性尿毒症症候群	
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	
295	皮膚筋炎／多発性筋炎	
296	びまん性汎細気管支炎	○
297	肥満低換気症候群	○
298	表皮水疱症	
299	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	
300	VATER症候群	
301	ファイファー症候群	
302	ファロー四徴症	
303	ファンコニ貧血	
304	封入体筋炎	
305	フェニルケトン尿症	
306	フォンタン術後症候群	○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	
308	副甲状腺機能低下症	
309	副腎白質ジストロフィー	
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	
311	ブラウ症候群	
312	プラダー・ウィリ症候群	
313	プリオン病	
314	プロピオン酸血症	
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	
316	閉塞性細気管支炎	
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	
318	ベーチェット病	
319	ベスレムミオパチー	
320	ヘパリン起因性血小板減少症	○
321	ヘモクロマトーシス	○
322	ペリー病	
323	ペルーシド角膜辺縁変性症	○
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	

番号	病名	
325	片側巨脳症	
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	
329	ホモシスチン尿症	
330	ポルフィリン症	
331	マリネスコ・シェーグレン症候群	
332	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群	
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	
335	慢性再発性多発性骨髄炎	
336	慢性膵炎	○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症	
338	ミオクロニー欠神てんかん	
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	
340	ミトコンドリア病	
341	無虹彩症	
342	無脾症候群	
343	無βリポタンパク血症	
344	メープルシロップ尿症	
345	メチルグルタコン酸尿症	
346	メチルマロン酸血症	
347	メビウス症候群	
348	免疫性血小板減少症	△
349	メンケス病	
350	網膜色素変性症	
351	もやもや病	
352	モワット・ウィルソン症候群	
353	薬剤性過敏症症候群	○
354	ヤング・シンプソン症候群	
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	
357	4p欠失症候群	
358	ライソゾーム病	
359	ラスムッセン脳炎	
360	ランゲルハンス細胞組織球症	○
361	ランドウ・クレフナー症候群	
362	リジン尿性蛋白不耐症	
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○
364	両大血管右室起始症	
365	リンパ管腫症／ゴーハム病	
366	リンパ脈管筋腫症	
367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	
368	ルビンシュタイン・テイビ症候群	
369	レーベル遺伝性視神経症	
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○
372	レット症候群	
373	レノックス・ガストー症候群	
374	ロウ症候群	※
375	ロスムンド・トムソン症候群	
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症	

障害福祉サービス

2－1　障害福祉サービス等の種類と対象者　身　知　精　難

窓口：障がい福祉課（電話 53－4056　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

（１）障害福祉サービス（介護給付）

障がいの程度（障害支援区分）が一定以上の方は、生活上必要な支援を受けることができます。利用するには、障害支援区分認定のほか、一定の要件が必要となるものがあります。

種類		内容	対象者	支給決定期間
訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 身 知 精 難 児	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助など生活全般にわたる支援を行います。	区分１以上	１か月～1 年
	重度訪問介護 身 知 精 難 児	重度の肢体不自由、重度の知的障がい又は精神障がいがあり、常に介護を必要とする方に、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、家事援助など生活全般にわたる支援や、外出時の移動中の介護などを総合的に行います。	区分４以上	１か月～1 年
	同行援護 身 知 精 難 児	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、外出時に同行して必要な情報の提供（代筆・代読を含む）や移動の支援などを行います。	視覚障がい者（児）	１か月～1 年
	行動援護 身 知 精 難 児	知的障がいや精神障がいにより自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時における移動中の介護などを行います。	区分３以上	１か月～1 年
	重度障害者等包括支援 身 知 精 難 児	常に介護を必要とする方に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、自立生活援助、共同生活援助など複数のサービスを包括的に提供します。	区分６	１か月～1 年
	短期入所（ショートステイ） 身 知 精 難 児	自宅で介護をする方が病気の場合などで、短期間、施設への入所が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護など必要な支援を行います。	区分１以上	１か月～1 年
日中活動系サービス	療養介護 身 知 精 難 児	病院等への長期の入院による医療的ケアと常に介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活に必要な支援を行います。	区分５以上	１か月～3 年
	生活介護 身 知 精 難 児	常に介護を必要とする方に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。	区分３以上 *50 歳以上は区分２以上	１か月～3 年
居住系サービス	施設入所支援 身 知 精 難 児	施設に入所する方に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する日常生活上の支援を行います。	区分４以上 *50 歳以上は区分３以上	１か月～3 年

（2）障害福祉サービス（訓練等給付）

障がいがある方は、就労や身体機能の回復のための訓練を受けることができます。利用するには、障害支援区分認定のほか、一定の要件が必要となるものがあります。

種類		内容	支給決定期間
日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練） 身 知 精 難 児	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持や向上のため一定の支援が必要な方に、障害福祉サービス事業所又は自宅において、理学療法、作業療法等のリハビリテーションなどの支援を行います。	1 年 6 か月以内を標準 ※当初は最長 1 年
	自立訓練（生活訓練） 身 知 精 難 児	地域生活を営むうえで、生活能力の維持や向上のため一定の支援が必要な方に、障害福祉サービス事業所又は自宅において、入浴、排せつ、食事等、自立した日常生活を営むために必要な訓練などの支援を行います。	2 年以内を標準 ※当初は最長 1 年
	宿泊型自立訓練 身 知 精 難 児	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等に、一定期間、居住の場を提供するとともに、生活能力等の維持・向上のための訓練などの支援を行います。	2 年以内を標準
	【新設】就労選択支援 ※令和 7 年 10 月～ 身 知 精 難 児	就労を希望する方に、短期間の生産活動等の機会を通じて、就労に関する適正、能力等の評価、整理を行い、適切な支援のために必要な連絡調整、情報の提供、助言等を行います。	1 か月を標準
	就労移行支援 身 知 精 難 児	一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の方に、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場への定着のために必要な相談などの支援を行います。	2 年以内を標準
	就労継続支援Ａ型（雇用型） 身 知 精 難 児	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づいて働く場所を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。	1 か月～3 年
	就労継続支援Ｂ型（非雇用型） 身 知 精 難 児	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約に基づかない生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。	1 か月～3 年
訪問系サービス	就労定着支援 身 知 精 難 児	一般企業等に雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、社会生活上の問題に関する相談・助言など必要な支援を行います。	3 年以内
	自立生活援助 身 知 精 難 児	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する方に、定期的に自宅を訪問したり相談対応等により、日常生活を営むうえでの問題を把握し、必要な情報の提供及び助言又は相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。	1 年
居住系サービス	共同生活援助（グループホーム） 身 知 精 難 児	共同生活を営む住居（グループホーム）において、65 歳未満の方に、主として夜間、相談、入浴、排せつ又は食事の介護など日常生活上の援助を行います。	1 か月～3 年 ※入浴、排せつ、食事等の介護を希望する方は障害支援区分の認定が必要

（３）地域生活支援事業

介護給付や訓練等給付によるサービスとは別に、地域での生活を支える事業です。

種類	内容	対象者
移動支援 身 知 精 難 児	屋外での単独移動が困難な障がい者（児）に対し、社会生活上、必要不可欠な外出に同行し、外出先や移動中に必要な支援を行います。	・全身性障がい者(児)（肢体不自由の程度が１級に該当し、両上肢及び両下肢の機能の障がいを有する方） ・視覚障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)
日中一時支援 身 知 精 難 児	日常的に介護を行っている家族の一時的な休息の確保を図るため、障がい者支援施設等において、障がい者（児）の日中活動の場の提供や日常的な訓練等を行います。	身体、知的又は精神障がいがある方
訪問入浴サービス 身 難 児	自宅で入浴が困難な方に、移動浴槽を持って訪問し、入浴サービスを提供します。申請には、所定の診断書と誓約書が必要です。	肢体不自由の程度が 1 級に該当し、家庭等の入浴設備では入浴困難な方で、65 歳未満の方

（４）障害児通所支援

障がいのある児童を対象として、個々の発達を促すための療育を受けることができます。

種類	内容	対象者
児童発達支援 身 知 精 難 児	療育の観点から集団療育や個別療育を行う必要があると認められる障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	未就学の障がい児
医療型児童発達支援 身 知 精 難 児	理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援や治療を行います。	肢体不自由がある障がい児
放課後等デイサービス 身 知 精 難 児	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校等に就学している障がい児
居宅訪問型児童発達支援 身 知 精 難 児	自宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。	重症心身障がい児など外出が著しく困難な障がい児
保育所等訪問支援 身 知 精 難 児	保育所等を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。	保育園等に通う障がい児

（5）地域相談支援

障がい者施設、精神科病院等を退所する方の地域移行支援計画を作成し、地域定着支援を行います。

種類	内容	支給決定期間
地域移行支援 身 知 精 難 児	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の方を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。	6 か月以内
地域定着支援 身 知 精 難 児	自宅において単身で生活している方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について、相談や訪問など必要な支援を行います。	1 年以内

（6）計画相談支援・障害児相談支援

サービス利用者の利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。

種類	内容	対象者
計画相談支援 身 知 精 難 児	本人や家族と面接のうえ、サービスの利用計画を作成します。また、サービス利用開始後に、サービス等利用計画が適切かどうか定期的にモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行います。	介護給付又は訓練等給付、地域相談支援のいずれかを利用する 18 歳以上の方
障害児相談支援 身 知 精 難 児		障害児通所支援を利用する 18 歳未満の方

≪相談支援とは≫

相談支援には、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援（障害児相談支援）の 3 つがあります。

基本相談支援	地域で生活するうえで困っていることや障害福祉サービスの利用の相談など、障がいのある方やその家族、障がい児の保護者などからのさまざまな相談に応じて、必要な情報の提供や助言を行い、障がい者本人と松阪市や障害福祉サービス事業者などとの連絡調整を行います。
地域相談支援	上記の（5）
計画相談支援 （障害児相談支援）	上記の（6）

これらの相談支援を提供する事業所は、三重県が指定する指定一般相談支援事業者と松阪市が指定する指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者があります。

相談支援の体系を図示すれば、次のとおりとなります。

≪相談支援の体系図≫

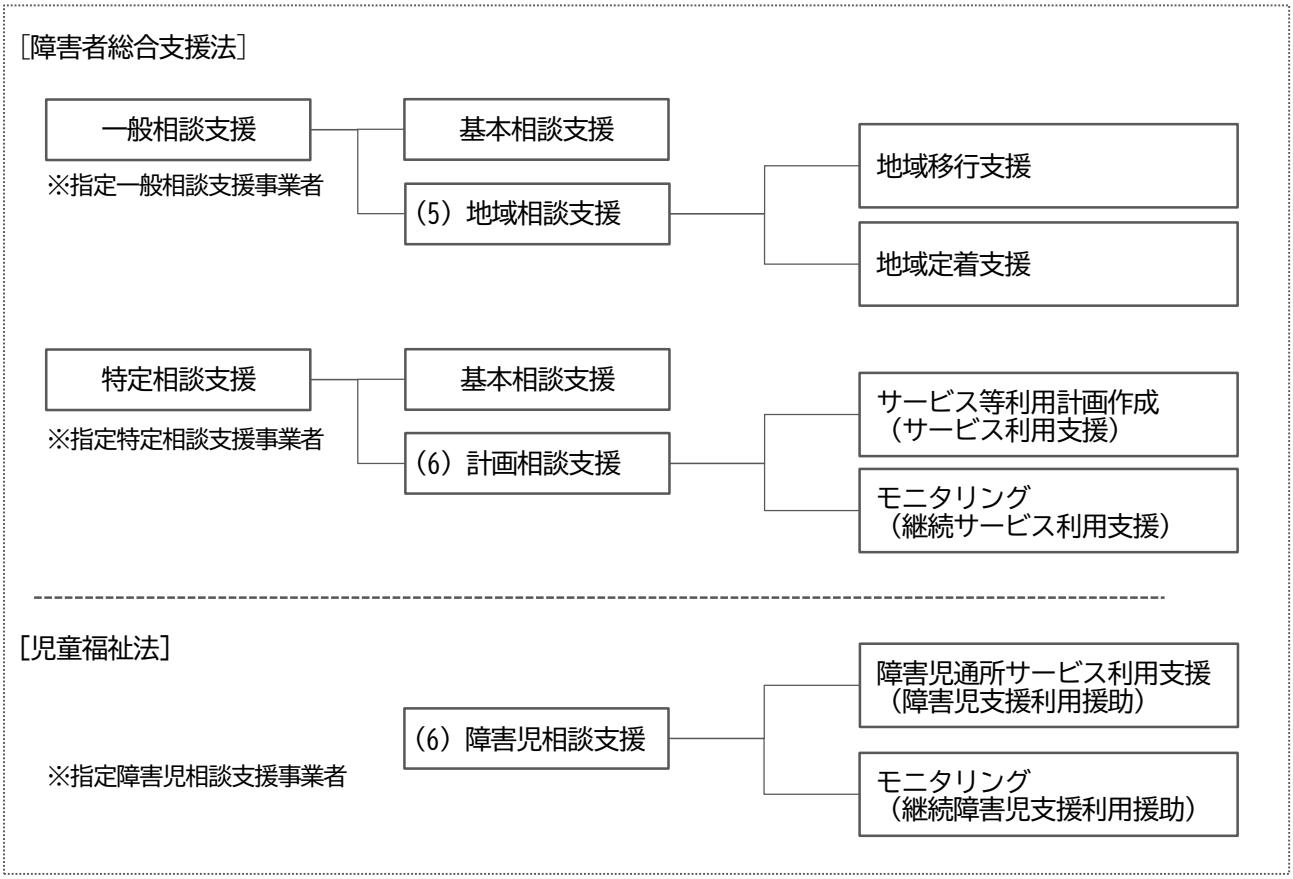

【相談支援事業所・障害福祉サービス事業所の一覧】

相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などの指定事業所は、下記のホームページでご覧いただけます。また、①については、事業所一覧表を窓口で配布しています。

① 市内の指定事業所（松阪市ホームページ）

https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/zigyousho.html

松阪市　障がい福祉サービス事業所　検 索

② 県内の指定事業所（三重県のホームページ）

https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci500006642.htm

三重県　障がい福祉サービス事業所　検 索

③ 全国の指定事業所（WAM NET 福祉・保健・医療総合情報サイト）

https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do

全国　障がい福祉サービス事業所　検 索

2－2　障害福祉サービス等の利用手続き　身　知　精　難

窓口：障がい福祉課（電話 53－4056　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

【障害福祉サービスの利用の流れ】

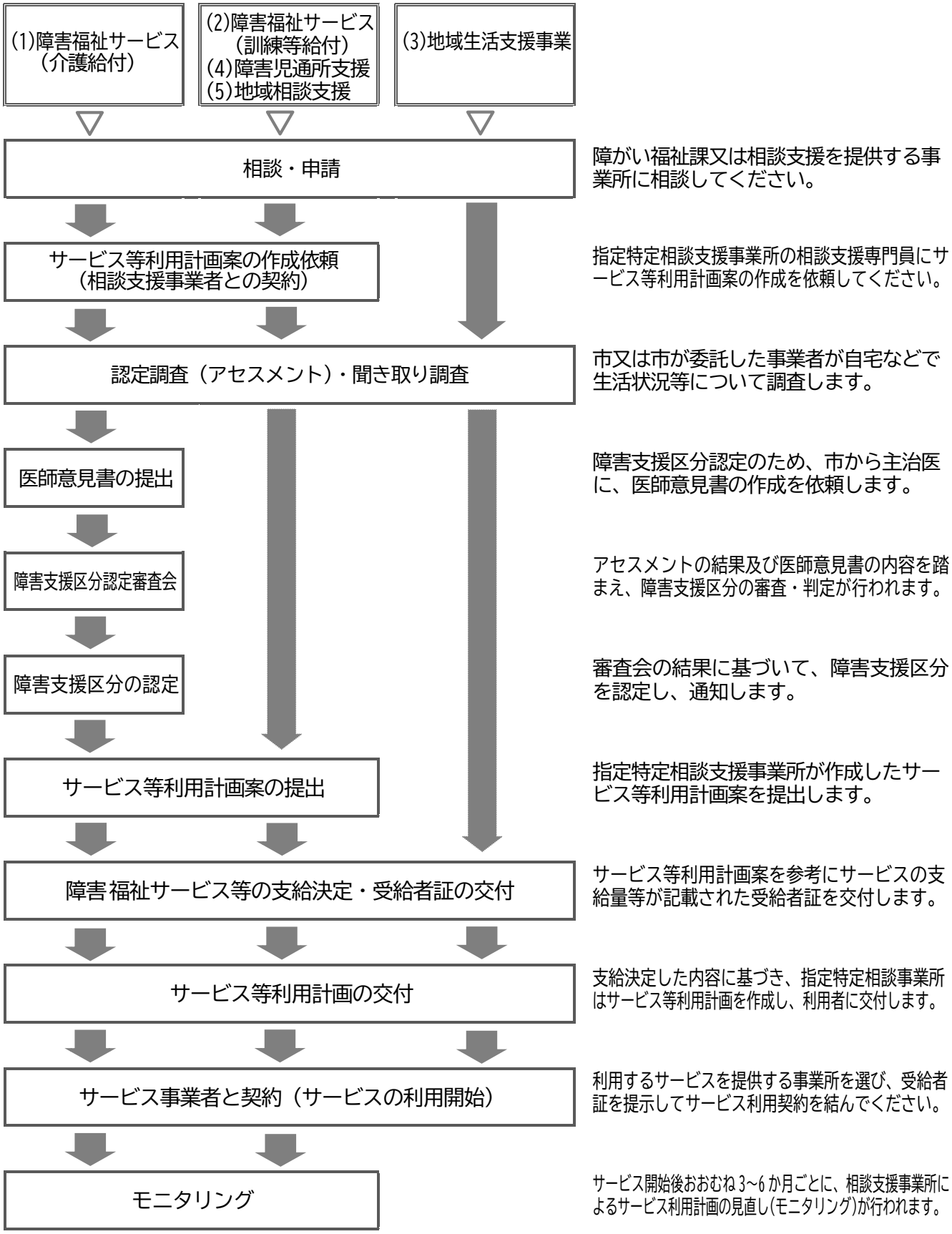

【利用者負担】

食費、居住費等の実費負担分を除いて、原則として１割負担です。ただし、世帯の市民税課税状況等により負担上限月額が設定されており、ひと月に利用したサービスの量にかかわらず、それ以上の負担はありません。

≪障がい者の負担上限月額≫

所得区分	世帯(※)の課税状況	通所・在宅サービス利用時の負担上限月額	入所施設、グループホーム利用時の負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円	0円
一般１	市民税所得割 16万円未満	9,300円	37,200円
一般２	市民税所得割 16万円以上	37,200円	37,200円

※ 18歳以上（施設入所の18歳及び19歳を除く）の場合は、「本人」又は「本人と配偶者」を世帯の範囲とする。

≪障がい児の利用者負担≫

所得区分	世帯(※)の課税状況	通所・在宅サービス利用時の負担上限月額	入所施設利用時の負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円	0円
一般１	市民税所得割 28万円未満	4,600円	9,300円
一般２	市民税所得割 28万円以上	37,200円	37,200円

※ 18歳未満（施設入所の18歳及び19歳を含む）の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯の範囲とする。

【利用者負担の軽減措置】

項目	軽減措置の概要	対象者
高額障害福祉サービス等給付費	同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合、利用者負担額が基準額を超える場合は、申請により超えた額が還付されます。	すべての利用者 ※対象者には市から通知します。
	65 歳到達前に一定期間にわたって居宅介護や短期入所などの介護保険サービスに相当する障害福祉サービスを利用していた障がい者が、これに相当する介護保険サービスを利用した場合に、利用者負担が軽減される場合があります。	生活保護又は市民税非課税で一定の要件を満たす方 ※対象者には市から通知します。
通所施設などの食費負担の軽減（食事提供体制加算）	食費実費負担について、食材料のみの負担となるよう軽減されます。ただし、その額は、施設により異なります。	・通所施設利用者 ・(所得区分)生活保護、低所得、一般１

項目	軽減措置の概要	対象者
施設入所者の軽減措置（補足給付）	一定収入額が手元に残るように、食費や光熱水費の負担が軽減されます。	・20 歳以上の施設入所者 ・(所得区分) 生活保護、低所得
	保護者が子どもを養育する世帯と同じくらいの負担となるよう、食費や光熱水費の負担が軽減されます。	・20 歳未満の施設入所者
	月額１万円を上限として家賃が軽減されます。	・グループホーム利用者 ・(所得区分) 生活保護、低所得
医療型個別減免	年齢及び収入に応じて障害福祉サービス費、医療費及び食事療養費の負担上限月額が設定されます。	・療養介護利用者 ・（所得区分）低所得
生活保護移行防止	利用者負担や食費・光熱水費等を支払うと生活保護になってしまう場合は、生活保護にならないよう利用者負担や食費・光熱水費が軽減されます。	すべての利用者
多子軽減措置	就学前の障害児通所支援利用児童について、条件によって第 2 子以降の利用者負担額が軽減されます。	未就学児の兄または姉が、保育園等に通園している利用児童の保護者。 ※ ただし、市民税所得割の合計額が 77,101 円未満の世帯の場合は、兄または姉の年齢を問いません。
児童発達支援等の無償化	就学前の障がい児等を支援するため、満 3 歳になって初めての 4 月 1 日から 3 年間、就学前の障害児通所支援の利用者負担が無償化されます。	・障害児通所支援利用者 ・就学前の障がい児で 3～6 歳（その年度の 4/2 時点で 3～5 歳である児童）

※毎年度、所得区分の見直し（世帯・収入等状況の申告）が必要になります。

医療・健康

3－1　自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

【対象者】

更生医療	身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18 歳以上）
育成医療	将来障がいを残すおそれのある児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18 歳未満）
精神通院医療	統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療が継続的に必要な方

【利用者負担】

原則として医療費の１割負担です。ただし、世帯の所得等に応じて、ひと月当たりの負担に上限額があります。なお、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）は、原則自己負担になります。

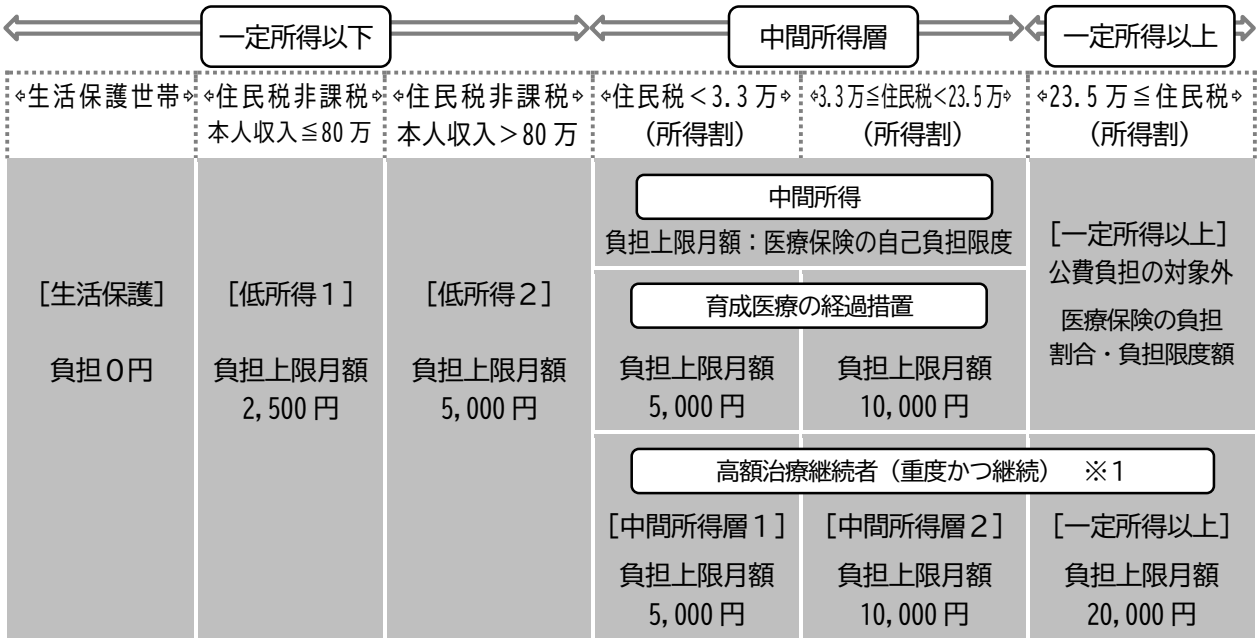

※1 高額治療継続者（重度かつ継続）の範囲は、以下のとおりです。

① 疾病、症状等から対象となる方

［更生医療・育成医療］じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）等

［精神通院医療］統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連依存症等

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる方

［更生医療・育成医療］医療保険の高額療養費で、多数該当の方

［精神通院医療］医師意見書による

3－2　自立支援医療（更生医療）　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

身体障がい者の障がいの軽減又は進行の防止、機能回復を図るために必要な医療費について公費負担する制度です。

【対象者】

身体障害者手帳が交付されている 18 歳以上の方

※ 人工透析、免疫抑制療法、ペースメーカー埋込術、バイパス術、人工内耳埋込術、角膜移植術、人工関節置換術などが対象（内科的治療のみのものは除く）

【自己負担額】

原則として、医療費の 1 割（負担上限月額あり）

【申請方法】

① 必要書類を添えて、障がい福祉課又は各地域住民課へ申請します。

※ 申請書・医師意見書は、松阪市のホームページからダウンロードできます。

→ https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/kousei.html

松阪市　更生医療　申請　検索

※ 申請書・医師意見書を設置している医療機関もあります。

② 三重県の判定を経て、申請から約 1 か月半後、受給者証が自宅へ届きます。

【手続きに必要なもの】

申請の種類 ／ 手続きに必要なもの	新規申請	再認定	加入健康保険の変更	住所・氏名等の変更	市外から住所変更（転入）	医療機関等の変更	所得区分の変更	再交付（破損等）
身体障害者手帳 ※1	○	○	○	○	○	○	○	○
加入健康保険の資格確認書等	○	○	○		○		○	
医師意見書（指定医師が作成したものに限ります。）	○	○						
特定疾病療養受療証（お持ちの場合）※2	○	○	○		○		○	
受給者証		○	○	○	○	○	○	△
方針変更・期間延長申請書						○		
マイナンバーカード	○	○	○	○	○	○	○	○

※1　身体障害者手帳をお持ちでない方は、あらかじめ身体障害者手帳の申請手続きをしてください。

※2　特定疾病療養受療証により、窓口負担が軽減される場合があります。（詳しくは P.21 参照）

※　**再認定の手続きは、期間の満了日の 3 か月前から受け付けています。余裕のある申請をお願いします。**

3－3　自立支援医療（育成医療）　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

身体障がいのある児童又はそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患のある児童の障がいを除去又は改善するために必要な医療費について公費負担する制度です。

【対象者】

下記の疾患等により、将来、障がいを残すおそれのある 18 歳未満の児童

(1) 視覚障がい
(2) 聴覚、平衡機能の障がい
(3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい
(4) 肢体不自由
(5) 心臓、じん臓、小腸、肝臓又は呼吸器、ぼうこう若しくは直腸の機能障がい
(6) 先天性の内臓の機能障がい（ただし、(5)を除く。）
(7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

【自己負担額】

原則として、医療費の１割（負担上限月額あり）

【申請方法】

① 必要書類を添えて、障がい福祉課又は各地域住民課へ申請します。
※ 申請書・医師意見書は、松阪市のホームページからダウンロードできます。
→ https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/ikusei.html

松阪市　育成医療　申請　検索

※ 申請書・医師意見書を設置している医療機関もあります。
② 申請から約１か月半後、受給者証が自宅へ届きます。

【手続きに必要なもの】

申請の種類 ／ 手続きに必要なもの	新規申請	再認定	加入健康保険の変更	住所・氏名等の変更	市外から住所変更（転入）	医療機関等の変更	所得区分の変更	再交付（破損等）
加入健康保険の資格確認書等	○	○	○		○		○	
医師意見書（指定医師が作成したものに限ります。）	○	○			※1	○		
特定疾病療養受療証（お持ちの場合）※2	○	○	○		○		○	
受給者証		○	○	○	○	○	○	△
マイナンバーカード	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 県外からの転入時は指定医師の意見書（前申請書類の写しでも可）が必要となります。
※2 特定疾病療養受療証により、窓口負担が軽減される場合があります。（詳しくは P.21 参照）
※　身体障害者手帳をお持ちでない方でも申請することができます。

3－4　自立支援医療（精神通院医療）　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

精神疾患の治療で通院した場合の医療費の一部を公費負担する制度で、受給者証の有効期間は１年です。対象となる医療費は、精神疾患に係る診察料、薬代、訪問看護等です。

【対象者】

精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある方

※ 統合失調症、うつ病、双極性感情障がい、てんかん、認知症、依存症などが対象です。

【自己負担額】

原則として、医療費の１割（負担上限月額あり）

【申請方法】

① 必要書類を添えて、障がい福祉課又は各地域住民課へ申請します。

※ 申請書・診断書は、三重県こころの健康センターのホームページからダウンロードできます。

→ http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/36653031944.htm

三重県　精神通院医療　申請　検索

※ 申請書・診断書を設置している医療機関もあります。

② 三重県の審査を経て、申請から約２か月後、受給者証が自宅へ届きます。

【手続きに必要なもの】

申請の種類 ＼ 手続きに必要なもの	新規申請	市外からの住所変更（転入）	医療機関等の追加・変更	所得区分の変更	加入健康保険の変更	再認定（更新）	住所・氏名等の変更	再交付（破損等）	返還（死亡等）
加入健康保険の資格確認書等	○	○		○	○	○			
診断書（三重県指定様式のもの） ※ 指定医師が作成したものに限ります。	○		※2			※1			
受給者証		○	○	○	○	○	○	△	○
マイナンバーカード	○	○	○	○	○	○	○	○	

※1 診断書は、２年に１回提出が必要です。ただし、精神障害者保健福祉手帳を同時に申請する場合（手帳用診断書での申請に限る。）は、精神通院医療用診断書は必要ありません。（P.３参照）

※2「医療機関の追加指定に関する意見書」が必要な場合があります。

※　受給者証の有効期間は１年です。更新される場合は再認定の手続きが必要です。

※　**再認定の手続きは、期間の満了日の３か月前から受け付けています。余裕のある申請をお願いします。**

3－5　障がい者医療費の助成　　身　知　精

窓口：保険年金課福祉医療係（電話 53－4046　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

心身に障がいがある方に、病院等で支払った医療費（保険診療分）の自己負担相当額を助成します。なお、加入する医療保険から高額療養費や附加給付金が支給される場合は助成額から控除します。また、精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方は、通院分のみの助成となります。

【対象者（①～④のすべてに該当）】

① 市内に住民登録又は外国人登録があり、いずれかの健康保険制度に加入している方

② 次のいずれかに該当する方

・身体障害者手帳 1～3 級

・療育手帳Ａ1、Ａ2、Ｂ1 又は判定機関で知的障がいと判定された方のうち知能指数 50 以下の方

・精神障害者保健福祉手帳１級

③ 生活保護法による保護を受けていない方

④ 本人、配偶者・扶養義務者等の所得が市の定める所得限度額未満の方

扶養親族等の数	本人の所得額	配偶者・扶養義務者等の所得額
0 人	3,604,000 円	6,287,000 円
1 人	3,984,000 円	6,536,000 円
2 人	4,364,000 円	6,749,000 円
3 人	4,744,000 円	6,962,000 円

【手続きに必要なもの】

申請の種類 ＼ 手続きに必要なもの	新規申請	住所・氏名等の変更	加入健康保険の変更	振込口座の変更（本人の口座のみ）	転出のとき	返還（死亡等）	受給資格証の紛失、破損による再発行
受給資格証		○	○	○	○	○	
加入健康保険の資格確認書等	○		○				
本人名義の通帳	○			○			
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳	○						
地方税関係情報の取得に係る同意書（転入等により市で所得を確認できない方のみ）	△		△				
限度額適用・標準負担額減額認定証又は限度額適用認定書（交付者のみ）	△		△				
マイナンバーカード等	△		△				

※ 窓口にお越しいただく方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、免許証等）を持参してください。また、同一世帯以外の方が申請するときは、委任状が必要です。

※ 受給資格証の紛失、破損による再発行はオンライン申請が可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

3－6　後期高齢者医療制度　　身　知　精

窓口：保険年金課高齢者保険係（電話 53－4068　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

「75 歳以上の方」と「65 歳から 74 歳で一定の障がいのある方」を対象とする医療保険制度です。申請し、広域連合の認定を受けることで加入できます。

それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などの被保険者又は被扶養者の資格を喪失し、後期高齢者医療制度に加入していただくことになります。

保険料負担があり、年金からの天引きや口座振替、納付書などで納付します。

【対象者（次のいずれかに該当する方）】

（1）　75 歳以上のすべての方

（2）　65 歳～74 歳で一定の障がいのある方 ＊（広域連合の認定を受け任意に加入できます。）

＊ 一定の障がいのある方とは、次のいずれかに該当する方

① 国民年金法等における障害年金 1～2 級

② 身体障害者手帳 1～3 級

③ 身体障害者手帳 4 級のうち、次のいずれかに該当する方

・音声機能又は言語機能の障がい

・両下肢のすべての指を欠くもの

・一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの

・一下肢の機能の著しい障がい

④ 療育手帳 A1・A2

⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1～2 級

※ 次の場合は、後期高齢者医療制度の被保険者になりません。

・生活保護を受けているとき

・外国籍の方で在留資格が 3 か月以下の場合

【自己負担額】

医療費の 1 割、2 割又は 3 割（負担上限月額あり）

3－7　特定疾病療養受療証（健康保険）

窓口：加入している各健康保険窓口（健康保険協会、健康保険組合、共済組合等）
　　国民健康保険：保険年金課国民健康保険係（電話 53－4043　FAX 26－9113）
　　後期高齢者医療：保険年金課高齢者保険係（電話 53－4068　FAX 26－9113）

長期にわたる治療と高額な保険診療を受ける場合に、医療機関等の窓口で支払う自己負担限度額を引き下げることができる制度です。

人工透析や血友病など高額な治療が長期にわたり必要な方に、申請により 1 か月の自己負担限度額が 1 万円になる「特定疾病療養受療証」を交付します。ただし、慢性腎不全で人工腎臓（人工透析）を実施している 70 歳未満の上位所得者の自己負担限度額は月 2 万円となります。

【厚生労働大臣が指定する特定疾病】

・人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全
・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）
・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）

【手続きに必要なもの】（各健康保険により異なりますので、事前にお問い合わせください。）

① 特定疾病認定申請書
② 健康保険証等
③ 医師の意見書
④ 窓口にお越しいただく方の顔写真入りの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
⑤ マイナンバーカード又はマイナンバーが確認できる書類（国民健康保険の被保険者は世帯主のものも必要です。）

【留意事項】

・特定疾病療養受療証は、原則として申請月の初日から適用されます。申請月の前月以前については、さかのぼって適用されませんので、治療が開始されましたら早めの手続をお願いします。
・同じ診療月内に複数の医療機関等で対象疾病に関する療養を受けた場合、また、同じ医療機関であっても入院と外来を受けた場合は、それぞれ自己負担限度額までの支払いが必要です。
・加入している健康保険が変わった場合は、「特定疾病療養受療証」も変更後の健康保険の窓口で手続きをしていただく必要があります。以前の健康保険で交付されていた「特定疾病療養受療証」を提示することで、医師の意見書を省略することができます。

3－8　特定医療費（指定難病）支給制度　難

窓口：三重県松阪保健所（電話 50－0532　FAX 50－0621）

国が指定する指定難病について、療養生活の質の維持向上を図り、良質かつ適切な医療の確保のため、治療に係る費用を公費負担することで患者の負担を軽減することを目的としています。

【対象となる方】

三重県に住民票を有しており、次表の指定難病にり患されている方（厚生労働大臣が定める診断基準を満たす方）のうち、次のいずれかを満たしている方

（ア）厚生労働大臣が定める重症度分類基準を満たす方

（イ）指定難病における治療において、申請のあった月を含む過去 12 か月以内に医療費総額が 33,330 円を超える月数が既に 3 か月以上ある方（軽症者特例該当）

※ 上記に該当するかどうかは、主治医にご相談ください。

【対象となる疾患】

難病医療費助成制度の対象疾病（指定難病）は３４８疾病［令和 7 年 4 月 1 日現在］

【手続きに必要なもの】

≪全員共通で必要な書類≫

① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書（様式第１号）

② 臨床調査個人票［新規用］（難病指定医の記載から 3 か月以内のもの）

③ 医療保険の資格情報が確認できる資料

④ 市町村民税の所得課税状況が確認できる書類

⑤ 世帯全員の住民票 （続柄入り、発行から３か月以内のもの）

⑥ 同意書（様式第８号）

⑦ 個人番号（マイナンバー）関係書類

※③、④について、全員のマイナンバーを提出した場合は省略が可能です。
ただし、④については被用者保険の被保険者が非課税の方、国民健康保険組合の方は、各保険者へ区分照会を行うため、省略できません。

≪該当する方のみ必要となる書類≫

① 世帯内の方の特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療費医療受給者証

※ 世帯（患者と同じ医療保険に加入の方）内に、他に特定医療費もしくは小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる又は患者本人が小児慢性特定疾病医療費受給者の方のみ提出

② 生活保護受給証明書

※ 生活保護を受給している方のみ提出

③ 医療費申告書及び領収書の写し

※ 疾病の程度が軽度で認定基準に満たない方であって、同一の月に受けた指定難病にかかる医療費総額が 33,330 円を超えた月数が、申請日の属する月を含む過去 12 か月以内に 3 か月以上ある方のみ提出

④ 身分証明書（運転免許証、身体障害者手帳、マイナンバーカード等）

※ 代理人が申請を行う場合は、下記書類の提示・持参が必要です。

・代理人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）

・マイナンバーの提供に関する委任状等

三重県　特定医療費助成制度　検索

【留意事項】

・有効期間の開始日は、診断年月日又は軽症者特例の基準を満たした日の翌日（以下「診断年月日等」という。）からとなります。ただし、診断年月日等が１か月以上前の場合は、申請書類一式の保健所受理日から原則１か月（やむを得ない理由がある場合は最大３ヶ月まで）遡った日が有効期限開始日となります。診断年月日等より前に遡ることはできませんので、ご注意ください。

・申請書類、臨床調査個人票は、松阪保健所窓口で配布しているほか、三重県健康推進課のホームページからダウンロードできます。→http://www.pref.mie.lg.jp/kenkot/hp/86805050673.htm

3－9　健康診査　身　知　糖

【健康診断・健康診査の実施状況】

	労働安全衛生法による定期健診	いきいき健診	特定健康診査		後期高齢者健康診査	健康増進法健康診査	入所施設による定期健康診断（指定基準省令）
対象者	常時使用される労働者	20～39歳(職場等で健診を受ける機会のない方)	40～74歳 ※施設入所者を除く		75歳以上 ※施設入所者等を除く ※65歳以上の加入者を含む	・40歳以上 ・生活保護受給者等医療保険未加入者	・障害者支援施設等の入所者 ・介護保険施設、養護老人ホーム等入所者
			国民健康保険加入者	社会保険加入者及び被扶養者			
費用	0円	2,500円	0円	保険者による	0円	0円	0円
実施方法	雇用主より案内	松阪市健診センター「ぴーす」へ事前予約 ＊広報12月号にて詳細掲載	対象者に受診券を送付	保険者より案内	対象者に受診券を送付	対象者に受診券を送付	各施設
実施主体	雇用主	健康づくり課（31-1212）	保険年金課国民健康保険係（53-4043）	各医療保険者	三重県後期高齢者医療広域連合（059-221-6884）	健康づくり課（31-1212）	各施設

【各種がん・骨粗しょう症・歯周病・肝炎ウイルス検診】

がん・歯周病検診等については、健康づくり課（電話31－1212）、嬉野保健センター（電話48－3812）、飯南地域振興局地域住民課（電話32－8020）又は飯高地域振興局地域住民課（電話46－7112）までお問い合わせください。

※ 松阪市が実施する各種がん検診等の対象者は、職場等で検診を受ける機会のない方です。職場等で実施又は自己負担額の助成がある場合は、職場等の検診を優先してください。

3－10　みえ歯ートネット　　身　知　精

窓口：公益社団法人三重県歯科医師会事務局（電話 059－227－6488　FAX 059－227－0510）
　　三重県医療保健部健康推進課（電話 059－224－2294　FAX 059－224－2340）

【みえ歯ートネットとは】

障がいのある皆様が地域で安心して利便性良く歯科受診できるよう、障がいの状態やお口の中の状態に応じて、協力歯科医院と障がい者歯科センター等が連携して必要な歯科医療を提供する取組です。

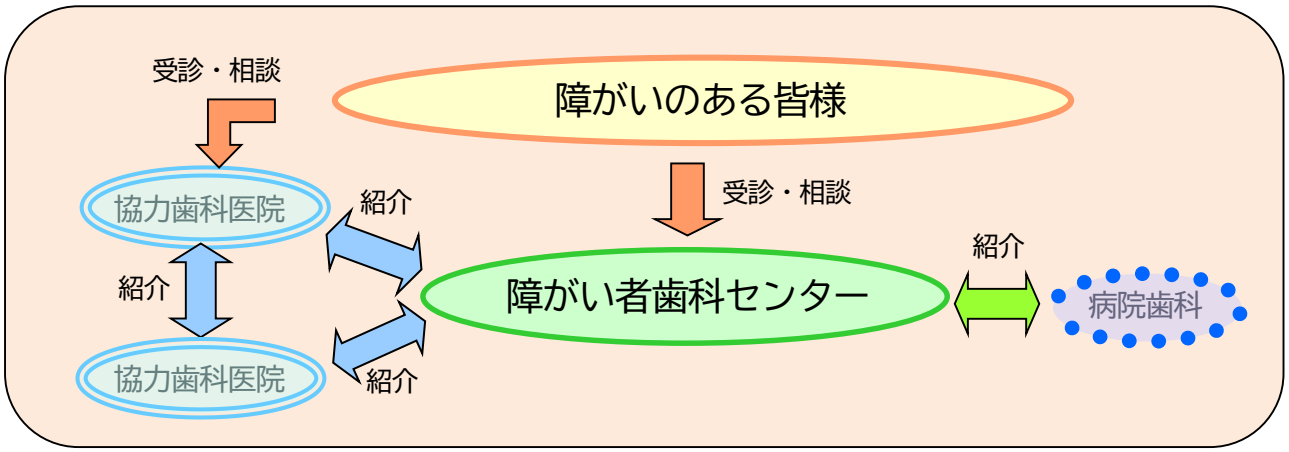

協力歯科医師とは、身近なかかりつけ歯科医として相談窓口となり、歯科治療や定期的なケアなどを行う歯科医院です。

協力歯科医院によって対応できる障がいの程度や治療が異なりますので、障がいの状態やお口の中の状態により、別の協力歯科医院や障がい者歯科センターを紹介することがあります。

また、障がい者歯科センターにおいて治療を行うことができない場合は、病院歯科を紹介することがあります。

※ 協力歯科医院以外の歯科医院でも、従来どおり受診できます。

【みえ歯ートネットの活用方法】

① 協力歯科医院名簿を参考に、希望される歯科医院をお決めください。
　※協力歯科医院名簿は下記ホームページに掲載の他、市町担当課、福祉施設、障がい児・者団体事務局などへお配りしています。

② 事前に電話などで、直接、歯科医院にお問い合わせください。
　その際、障がいの程度や受診の理由などをお伝えください。

③ 受診時は、健康保険証と一緒に、お持ちの方は福祉医療費受給資格証や障がい者手帳、療育手帳をお持ちください
　また、お薬をお飲みの方はおくすり手帳をお持ちください。

※ 詳しくは、みえ歯ートネットのホームページをご覧ください。
　→ http://www.dental-mie.or.jp/heartnet/

みえ歯ートネット　検索

3－11　小児慢性特定疾病医療費助成

窓口：三重県松阪保健所（電話 50－0532　FAX 50－0621）

県内の 18 歳未満（ただし、18 歳の時点で制度の対象になっており、かつ、18 歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満）の児童等を対象に、小児慢性特定疾病にかかる高額な医療費の負担を軽減するため、医療費の助成を行っています。

【対象となる疾患】

次の 16 疾患群に属する 801 疾病です。　［令和 7 年 4 月 1 日現在］

(1)悪性新生物　(2)慢性腎疾患　(3)慢性呼吸器疾患　(4)慢性心疾患　(5)内分泌疾患
(6)膠原病　(7)糖尿病　(8)先天性代謝異常　(9)血液疾患　(10)免疫疾患　(11) 神経・筋疾患
(12) 慢性消化器疾患　(13)染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群　(14)皮膚疾患
(15)骨系統疾患　(16)脈管系疾患

※ 令和 7 年 4 月 1 日から、13 疾患が追加されました。

※ 各疾病ごとに状態の程度（対象基準）が定められています。主治医と相談のうえ、各保健所等へ申請してください。

【手続きに必要なもの】

≪全員共通で必要な書類≫

① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書
② 医療意見書［新規申請用］（小児慢性特定疾病指定医の記載から 3 か月以内のもの）
③ 医療保険の資格情報が確認できる資料
④ 世帯全員の住民票（続柄入り、発行から３か月以内のもの）
⑤ 同意書
⑥ マイナンバーの提供に関する本人確認書類等

≪該当する方のみ必要となる書類≫

① 市町村民税の所得課税状況が確認できる書類
② 生活保護の受給を証明する書類
③ 重症患者認定申告書
④ 世帯内に他に小児慢性特定疾病医療費等の受給者等がいることの証明書類
⑤ 人工呼吸器等装着者証明書類
⑥ 委任状

【留意事項】

・有効期間の開始日は、診断年月日からとなります。ただし、診断年月日が１か月以上前の場合は、申請書類一式の保健所受理日から原則１か月（やむを得ない理由がある場合は最大３か月まで）遡った日が有効期限開始日となります。診断年月日より前に遡ることはできませんのでご注意ください。

・申請書類等は、松阪保健所窓口で配布しているほか、三重県健康推進課のホームページからダウンロードできます。→https://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/HP/85039050682.htm

三重県　小児慢性特定疾病医療　検索

3－12　医療的ケア児通院等交通費助成制度

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養等の医療的ケアを日常的に受けることが不可欠な児童（医療的ケア児）が利用する市外の病院、特別支援学校等に保護者が送迎している場合の交通費相当分を助成します。

【対象となる医療的ケア児】

18 歳未満の児童及び高等学校等に在籍する 18 歳以上の児童で、以下の医療行為を受けている児童

(1)人工呼吸器による呼吸管理　(2)喀痰吸引　(3)気管切開の管理　(4)鼻咽頭エアウェイの管理
(5)酸素療法　(6)ネブライザーの管理　(7)経管栄養　(8)中心静脈カテーテルの管理　(9)皮下注射
(10)血糖測定　(11)継続的な透析　(12)導尿　(13)排便管理　(14)痙攣時における処置

【助成の内容】

① 車による送迎の場合、1㎞あたり 13 円を助成
② 公共交通機関による送迎の場合、児童及び保護者 1 人分までの運賃（各種割引適用後の乗車券及び特急券）
③ 通院証明書等に係る文書料
※ ①～③を合わせて、1 か月あたり 20,000 円を上限とします。

【送迎の対象となる施設】

市外又は自宅から 16㎞以上離れた以下の施設への送迎

① 病院、診療所
② 児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援の各事業所
③ 保育園、幼稚園、小中学校、高校、特別支援学校等
※ 他の制度で同様の交通費助成を受けている場合は対象にはなりません。

【手続きに必要なもの】

① 松阪市医療的ケア児通院等交通費助成認定申請書
② 医療的ケア児であることを証する診断書等（他の制度において、すでに提出した診断書等により明らかな場合を除きます。）
③ 通院証明書、通所又は通園・通学証明書
④ ③の証明書発行手数料に係る領収書
⑤ 振込先口座の写し

・申請書類等は、松阪市ホームページからダウンロードできます。
→https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/iryouteki.html

松阪市　医療的ケア児通院等交通費助成制度　検索

手当・年金

4－1　障害基礎年金　身　知　精　難

窓口：保険年金課国民年金係（電話 53－4044　FAX 26－9113）

病気やケガで障がいがあり、日常生活が困難な方に支給される年金制度です。

【支給条件（次のいずれにも該当）】

① 障がいの原因となった病気・ケガについての初診日に国民年金に加入しており、一定の保険料納付要件を満たしている方

※ 20 歳以前に初診のある方も 20 歳に達した時点で申請が可能です。

※社会保険加入中の配偶者に扶養されている期間に初診日がある場合は、松阪年金事務所が請求・相談窓口になります。

② 障がい認定日（原則として初診日から 1 年半後）又はそれ以降、65 歳までに国民年金法で定める 1～2 級の障がいに至った方

※ 等級（障がいの程度）は障害者手帳の等級とは異なります。

※ 65 歳以降に初診日がある方は対象外です。

【支給額（令和 7 年 4 月 1 日現在）】

１級　　月額　86,635 円

２級　　月額　69,308 円

※ 障害基礎年金の受給権を得たときや得た後、その方によって生計を維持されている子（18 歳に到達する年度末までの子、1・2 級の障がいのある 20 歳未満の子）があるときは子の加算があります。

※ 他の公的年金や本人の所得などによる制限があります。
（20 歳以前に初診日のある方など）

【支給月】

偶数月（4・6・8・10・12・2 月）

4－2　障害厚生年金　　身　知　精　難

窓口：松阪年金事務所（電話 51－5115　FAX 52－1611）

病気やケガで障がいがあり、日常生活が困難な方に支給される年金です。

【支給条件（次のいずれにも該当）】

① 障がいの原因となった病気・ケガについての初診日に、厚生年金に加入しており一定の保険料納付要件を満たしている方

② 障がい認定日又はそれ以降、65 歳までに厚生年金法で定める 1～3 級の障がいに至った方

※ 等級（障がいの程度）は障害者手帳の等級とは異なります。

【支給額】

報酬比例（収入に比例した年金額）

※ 請求手続き等、詳しくは窓口までお問い合わせください。

【支給月】

偶数月（4・6・8・10・12・2 月）

515-8973　松阪市宮町 17 番地 3
（電話 51-5115）

4－3　特別障害給付金制度　　身　知　精

窓口：保険年金課国民年金係（電話 53－4044　FAX 26－9113）
　　松阪年金事務所（電話 51－5115）

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者を対象として、特別障害給付金を支給する制度です。

【対象者】

次の①又は②の国民年金に任意加入していなかった期間に、障がいの原因となった病気やケガについての初診日があり、現在、障がいの程度が障害基礎年金の 1 級又は 2 級相当の状態にある 65 歳未満の方

① 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生

② 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者年金（厚生年金、共済組合等）加入者の配偶者

【支給内容】

障害基礎年金における各等級に該当する場合の支給額（令和 7 年 4 月 1 日現在）

1 級･･･月額 56,850 円

2 級･･･月額 45,480 円

※ 支給対象は請求のあった月の翌月分からになります。

※ 支給額は、前年の消費者物価指数に応じて改定が行われます。

※ 受給者本人の所得や、老齢年金等の受給により支給制限となる場合があります。

4－4　各種手当　　身　知　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課
　　こども未来課こども手当・給付係（電話 53－4081）又は各地域振興局地域住民課

名称	支給対象	支給月額	申請に必要なもの	支給制限
特別障害者手当	常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の重度の重複障がい者 （表 1 参照）	29,590 円 （支給月） 2 月 5 月 8 月 11 月	・認定請求書 ・認定診断書（障がいの程度により省略できる場合があります） ・障害者手帳（所持者のみ） ・本人名義の通帳（写し） ・マイナンバーカード	・所得制限あり ・施設入所は対象外 ・３か月を超えて入院している場合は対象外
障害児福祉手当	身体障害者手帳 1 級程度、療育手帳Ａ1 程度の重度の障がいのある常時介護を必要とする 20 歳未満の障がい児 （表 2 参照）	16,100 円 （支給月） 2 月 5 月 8 月 11 月	・認定請求書 ・認定診断書（障がいの程度により省略できる場合があります） ・障害者手帳（所持者のみ） ・本人名義の通帳（写し） ・マイナンバーカード	・所得制限あり ・施設入所は対象外 ・障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき
特別児童扶養手当	身体障害者手帳 1～3 級と 4 級の一部、療育手帳 A1・A2 又はB1・B2 の一部若しくはこれと同程度の障がいのある児童（20 歳未満）を監護する父母又は養育者	1 級 56,800 円 2 級 37,830 円 （支給月） 4 月 8 月 11 月	・認定請求書 ・認定診断書（障がいの程度により省略できる場合があります） ・障害者手帳（所持者のみ） ・請求者及び対象児童の記載されている戸籍謄本 ・請求者名義の通帳（写し） ・マイナンバーカード	・所得制限あり ・施設入所は対象外 ・障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき

以上、障がい福祉課（53－4082）

名称	支給対象	支給月額	申請に必要なもの	支給制限
児童扶養手当	ひとり親家庭に支給される手当ですが、児童を養育する父又は母に重度の障がいがある場合にも支給されます。	児童 1 人の場合 10,740 円～45,500 円 児童 2 人目以降の加算額 5,380 円～10,750 円	・父又は母及び児童の戸籍謄本 ・受給者名義の通帳 ・その他必要な書類（詳しくは、窓口でおたずねください）	・所得制限あり ・児童が施設に入所したとき ・公的年金を受けている場合は、種類・金額により制限あり ・障がい程度の制限あり

こども未来課（53－4081）

表 1　特別障害者手当の認定基準［次の①～⑤のいずれかに該当］

①　別表 1 の 7 項目のうち 2 項目以上に該当する方（4 と 5 での重複は認められない）
②　別表 1 の 7 項目のうち 1 項目に該当し、かつ別表 2 の 11 項目のうち 2 項目以上（別表 1 に該当する障がいを除く）に該当する方
③　別表 1 の(3)～(5)のうち 1 項目に該当し、認定診断書の日常生活動作評価表が 10 点以上の方
④　表 2 の⑧に該当する内部障がいなどで、絶対安静を必要とする方
⑤　表 2 の⑨に該当し、認定診断書の日常生活能力判定表が 14 点以上の方

別表1	(1) 次に掲げる視覚障害 ① 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの ② 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつⅠ／2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ④ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
	(2) 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	(3) 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
	(4) 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
	(5) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
	(6) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	(7) 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

別表2	(1) 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は 1 眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
	(2) 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
	(3) 平衡機能に極めて著しい障がいを有するもの
	(4) そしゃく機能を失ったもの
	(5) 音声又は言語機能を失ったもの
	(6) 両上肢のおや指及び人差指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及び人差指を欠くもの
	(7) 1 上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は 1 上肢の全ての指を欠くもの若しくは 1 上肢の全ての指の機能を全廃したもの
	(8) 1 下肢の機能を全廃したもの又は 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
	(9) 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
	(10) 前各号のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	(11) 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 1 条第 2 項(抄)）

表 2　障害児福祉手当の認定基準［①～⑩のいずれかに該当］

① 両眼の視力がそれぞれ 0.02 以下のもの
② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
③ 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
④ 両上肢の全ての指を欠くもの
⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
⑥ 両大腿を 2 分の 1 以上失ったもの
⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
⑧ 上記のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑨ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑩ 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 1）

4－5　三重県心身障害者扶養共済制度　　身　知　精

窓口：三重県子ども・福祉部　障がい福祉課（電話 059-224-2274　FAX059-228-2085）
　　障がい福祉課（電話 53－4059　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

障がいのある人を扶養する保護者等が加入者となり、毎月一定の掛金を納め、加入者が死亡または重度障がいとなった場合に、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

【障がいのある方の範囲】※年齢制限はありません

次のいずれかに該当する障がいのある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方

① 身体障がい者１～３級

② 知的障がい者

③ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、その障がいの程度が①②と同程度と認められる方

【保護者の加入要件】

障がいのある方を現に扶養している保護者で、次のすべての要件を満たす方

① 三重県に住所があること

② 年齢が 65 歳未満であること

③ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

【掛金】

・掛金の月額は、加入時の年齢により 9,300 円～23,300 円に区分されています。

・加入者が 65 歳以降最初に到来する加入応当月に達し、かつ、継続して 20 年以上加入すると、その後の掛金が免除されます。

・加入者の属する世帯の所得等状況によっては、掛金の免除・助成を受けられる場合があります。

・2 口まで加入できます。

・掛金は、所得税及び市民税の小規模企業共済等掛金控除の対象となります。

【年金支給額】

加入者が死亡又は重度障がいとなったときは、その月から毎月 2 万円（1 口あたり月額 2 万円）が支給されます。

【弔慰金の支給・脱退一時金の支給】

1 年以上加入した後に、加入者より先に障がいのある方が死亡したときは、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給されます。5 年以上加入した後に、加入者の申し出により、この制度から脱退したときは、一時金として加入期間に応じて、脱退一時金が支給されます。

【手続きに必要なもの】

①　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

②　申請者の住民票（県内にお住まいの方は省略可）

③　扶養する障がい者の住民票（県内にお住まいの方は省略可）

④　みとめ印

税金・NHK・電話料金

5－1　要介護等認定高齢者の障害者控除認定　身　知　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

障害者手帳の交付を受けていない場合でも、65 歳以上の方で、身体の障がい又は認知症の状態が一定の基準に該当すると認定された方は、所得税又は住民税の所得控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

【対象者】

認定基準日 (※) 時点で、以下の要件をすべて満たしている方

① 松阪市に住所がある 65 歳以上で、介護保険法の要介護等認定を受けている方

② 介護保険の認定調査票又は主治医意見書で、日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生活自立度において一定の基準がある方

(※) 認定基準日とは、所得税等の所得控除を受けようとする対象年の 12 月 31 日（対象年中に死亡又は出国した場合は、その当該日）。

【申請方法】

障害者控除対象者認定書交付申請書を障がい福祉課又は各地域住民課へ申請してください。

※ 申請書は、松阪市ホームページからダウンロードできます。

→ https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/koujyo.htm

申請は電子申請が便利です。ぜひご利用ください。

→ https://logoform.jp/f/WYMaI

松阪市　障害者控除認定　検索

※ 認定書は電子申請してから概ね 1 週間で発送します。

※ 発送は対象者本人宛に、対象者本人の住所地（住民登録されている住所）へ発送します。

【手続きに必要なもの】

① 申請書（様式第 1 号）

② 申請者の身分を証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

③ 対象者本人の介護保険被保険者証（申請者が別住所の家族［配偶者・親・子・本人の兄弟姉妹］であって、即日交付の場合必要）

④ 委任状（申請者が本人や家族でない場合であって、即日交付の場合必要）

【交付について】

即日交付できる場合（以下のいずれかに該当する場合）

・ 申請者が本人又は同一住所の家族の場合

・ 申請者が家族であって、対象者本人の介護保険被保険者証をお持ちいただく場合

・ 申請者が委任状をお持ちいただく場合

※ 上記いずれにも該当しない場合、認定書の即日交付は行わず、本人宛に郵送とします。

※ 上記いずれかの場合であっても他自治体からの転入等、松阪市に要介護認定情報がないときは、転入前自治体への調査ののち、本人宛に郵送とします。

※ 即日交付であっても、申請から発行までに時間がかかる場合があります。

5－2　所得税・市県民税の控除など　　身　知　精

窓口：市県民税･･･市民税課市民税係（電話 53－4027　FAX 26－9114）
　　所得税等･･･松阪税務署（電話 52－3021）

※障がいに係るもののみ掲載

種類	内容			控除額等
所得税・市県民税	障害者控除	障害者（※1）	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が次の手帳を有する場合 身体障害者手帳（3 級～6 級） 療育手帳（B1・B2） 精神障害者保健福祉手帳（2 級・3 級）	所得税　27 万円 市県民税　26 万円
		特別障害者（※2）	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が次の手帳を有する場合 身体障害者手帳（1 級・2 級） 療育手帳（A1・A2） 精神障害者保健福祉手帳（1 級）	所得税　40 万円 市県民税　30 万円
		同居特別障害者	同一生計配偶者又は扶養親族が、本人、配偶者、本人と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況とする特別障害者の場合	所得税　75 万円 市県民税　53 万円
	小規模企業共済等掛金控除		地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金などを支払った場合	支払った掛金の全額
	医療費控除		①居宅介護、重度訪問介護、短期入所（遷延性意識障がいに限る）、重度障害者等包括支援及び訪問入浴サービスの利用者負担額の一部のうち一定の要件を満たすもの。（事業所が発行する「障害福祉サービス利用者負担額証明書」（訪問入浴サービスの場合は「在宅介護費用証明書」）が必要です。） ②６か月以上寝たきりの人のおむつ代（おむつ使用証明書または市町村が主治医意見書の内容を確認した書類が必要です。） ③ストマ用装具に係る費用（ストマ用装具使用証明書が必要です。）	支払った医療費－保険金等で補填される金額－10 万円又は総所得金額等の 5% （最高限度額 200 万円）
市県民税 森林環境税	前年の合計所得金額が 135 万円以下の障がい者			非課税

相続税 （国税）	障害者控除	一般 障害者	相続又は遺贈により財産を得た者が※１の手帳を有する場合	満 85 歳になるまでの年数１年につき　10 万円
		特別障害者	相続又は遺贈により財産を得た者が※２の手帳を有する場合	同上　20 万円
贈与税 （国税） 「障害者非課税信託申告書」の提出	手続	信託会社を通じて税務署に「障害者非課税信託申告書」に提出		
	非課税	精神に障害がある方	特定障害者扶養信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があり、受益者が次の手帳を有する場合 療育手帳（B１・B2） 精神障害者保健福祉手帳（2 級・3 級）	信託受益権の価格のうち 3,000 万円まで
		特別障害者	同上 受益者が※２の手帳を有する場合	同上 6,000 万円まで
マル優	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者			350 万円までの預貯金等の元本の利子が非課税

※ 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者（青色事業専従者給与の支払を受けた方又は白色事業専従者は除く。）で、合計所得金額が 48 万円以下である人をいいます。

5－3　自動車税等の減免　　身　知　精

窓口：普通自動車･･･松阪県税事務所（電話 50－0509　FAX 50－0619）又は自動車税事務所
　　軽自動車　･･･市民税課税政係（電話 53－4026　FAX 26－9114）
　　＊軽自動車税のうち環境性能割については、松阪県税事務所又は自動車税事務所が窓口です。
　　軽自動車を取得する前のみ申請が可能です。

障がいのある方が所有し、かつ使用する自動車で、一定の条件を満たす場合に、減免申請を行うことにより、障がい者１人につき１台に限り、自動車税又は軽自動車税が減免されます。

ただし、障がい者等の方が 18 歳未満又は知的障がい等により、所有者になれない場合には、所有者、使用者とも身体障害者手帳等に記載されている保護者の方の名義でも対象となります。

本人運転	身体障がい者等本人が自動車を運転する場合
家族運転	身体障がい者等と同居している人が身体障がい者等のために自動車を運転する場合
介護者運転	ひとりで生活している身体障がい者等又は身体障がい者等のみで構成されている世帯の身体障がい者等を常時介護する人が身体障がい者等のために自動車を運転する場合

【対象者】

障がい名		本人運転	家族・介護者運転
視覚障がい		１級～4 級	１級～4 級
聴覚障がい		2 級～3 級	2 級～3 級
平衡機能障がい		3 級	3 級
上肢機能障がい		１級～2 級	１級～2 級
下肢機能障がい		１級～6 級	１級～3 級
体幹機能障がい		１級～5 級	１級～3 級
運動機能障がい	上肢機能	１級～2 級	１級～2 級
	移動機能	１級～6 級	１級～3 級
心臓機能障がい		１級～3 級	１級～3 級
じん臓機能障がい		１級～3 級	１級～3 級
呼吸器機能障がい		１級～3 級	１級～3 級
ぼうこう又は直腸機能障がい		１級～3 級	１級～3 級
小腸機能障がい		１級～3 級	１級～3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		１級～3 級	１級～3 級
音声機能障がい、言語機能又はそしゃく機能障がい（喉頭摘出者に限る）		3 級	3 級
肝臓機能障がい		１級～3 級	１級～3 級
知的障がい（療育手帳）		A1・A2（最重度・重度）	A1・A2（最重度・重度）
精神障がい（精神障害者保健福祉手帳）		１級	１級

【手続きに必要なもの】

（1）本人運転・家族運転・介護者運転に共通して必要な書類

≪普通自動車≫

① 減免申請書 （これから自動車を取得する場合は２部）

② 身体障害者手帳等（原本が必要）

③ 運転する方の運転免許証（両面の写しで可）

④ 車検証（所有している自動車、自動車を替える場合の既減免車の移転・抹消後のもの）

※ 電子車検証（令和５年１月より交付される車検証）の場合は、電子車検証に加え、自動車検査証記録事項の提示が必要です。

⑤ 自動車税申告書又は申告書を記入できる資料（これから自動車を取得する場合）

⑥ 減免用途廃止申告書（自動車を替える場合）

※ 令和３年４月～新様式の減免申請書で用途廃止申告する場合は減免申請書と兼用

≪軽自動車≫

① 減免申請書

② 身体障害者手帳等（原本が必要）

③ 運転する方の運転免許証（両面の写しで可）

④ 車検証

※電子車検証（令和６年１月より交付される車検証）の場合は、電子車検証に加え、自動車検査証記録事項の提示が必要です。

⑤ マイナンバーカード

（2）家族・介護者運転の場合に必要な追加書類

家族運転の場合	介護者運転の場合
① 使用目的の申出書（家族運転用） ※ 納税義務者が自署したもの ※ 使用目的 通院、通学、通所、生業（通勤、自営等）又はその他社会活動のために月４回以上、概ね６か月以上にわたって継続的に自動車を使用すること	① 使用目的の証明書（通院証明書等） ※ 使用目的 通院、通学、通所又は生業（通勤、自営等）のために週３日以上、１年以上にわたって継続的に自動車を使用すること
・普通自動車の申出書、証明書の様式は、県税事務所で配布しているほか、県のホームページからダウンロードできます。 → https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16321017867_00002.htm ・軽自動車の証明書の様式は、市民税課又は各地域振興局で配布しているほか、市のホームページからダウンロードできます。 → https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/keizi3.html 三重県　自動車税　減免　検索　　松阪市　軽自動車税　減免　検索	
② 障がい者と運転者が同居していることを証する書類 ③ 保護者であることが確認できる書類（保護者名義とする場合） ※ ②は、身体障害者手帳等及び運転免許証で確認できる場合は不要 ※ ③は、身体障害者手帳等で確認できる場合は不要	② 世帯全員の住民票の写し（普通自動車の場合） ③ 自動車運行計画書 ④ 保護者であることが確認できる書類（保護者名義とする場合） ※ ①の証明書で対象の可否が判断できない場合はその他の書類が必要 ※ ②で他の世帯員がいる場合は、世帯全員の身体障害者手帳等の写し ※ ④は、身体障害者手帳等で確認できる場合は不要

5－4　住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額

窓口：資産税課家屋係（電話 53－4033　FAX 26－9114）

住宅用の家屋を障がいのある方等のためにバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税の減額制度があります。

【対象となる住宅】

新築の日から 10 年以上を経過した住宅（改修後の住宅の床面積が 50㎡以上 280㎡以下）であって、次のいずれかに該当する方が居住している住宅

① 65 歳以上の方
② 要介護認定又は要支援認定を受けた方
③ 障がいのある方
　※ 適用を受けることができるのは、一戸に付き 1 回のみ
　※ 賃貸住宅は対象外

【対象となる工事】

工事費用から補助金等を控除した額が 50 万円を超えるもので次に該当する工事

① 廊下の拡幅
② 階段の勾配緩和
③ 浴室の改修
④ トイレの改修
⑤ 手すりの取り付け
⑥ 床の段差解消
⑦ 引き戸への取替え
⑧ 床の滑り止め化

【減額の内容】

固定資産税の 1／3 を減額（都市計画税は対象外）

　※ 軽減対象床面積は、100㎡まで
　※ 改修工事が完了した年の翌年度分のみ適用

【手続きについて】

・減額制度の適用を受けるためには、改修が完了した日から 3 か月以内に申告が必要です。
・詳しくは、窓口までお問い合わせください。

5－5　NHK 放送受信料の免除　　身　知　精

窓口：NHK 津放送局（電話 059－229－3002）
　　障がい福祉課　（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

【対象者及び免除内容】

対象者		免除内容
視覚・聴覚障がいの身体障害者手帳 1～6 級 身体障害者手帳 1～2 級	障がい者の方が世帯主の場合	半額 ※
療育手帳Ａ1、A2		
精神障害者保健福祉手帳 1 級		
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を世帯構成員に有する場合	世帯員全員が市民税非課税の場合	全額

※ 半額免除の場合、契約者の方が手帳所持者である必要があります。
※ 転入等により松阪市で課税状況が確認できない場合は、前の住所地での所得課税証明書が必要です。

【手続きに必要なもの】
障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）、契約者のみとめ印

5－6　携帯電話の基本使用料等の割引　　身　知　精

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯電話の基本使用料、通話料、各種サービスの料金の割引がある場合があります。
割引の有無、割引率、割引種別などは事業者ごとに異なりますので、各事業者にお問い合わせください。

5－7　電話の無料番号案内　　身　知　精

窓口：NTT ふれあい案内（電話 0120－104－174　FAX 0120－104－134）

事前登録をすると NTT の番号案内サービスが無料で受けられます。

【対象者（次のいずれかに該当）】
① 視覚障がい 1～6 級又は上肢・体幹・脳原性運動機能障がい 1～2 級、聴覚障がい 2～6 級、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がい 3～4 級の身体障害者手帳をお持ちの方
② 療育手帳をお持ちの方
③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
④ 戦傷病者手帳の視覚障がいで特別項症～第 6 項症又は上肢障がいで特別項症～第 2 項症、聴覚障がい者第 2 項症・第 4 項症、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がい第 1 項症・第 2 項症・第 4 項症

【受付時間】
午前９時～午後５時まで（土曜・日曜・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く）

交通・自動車

6－1　自動車燃料費助成給油券の交付　　身　知　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

重度の障がいのある方が自動車を自らが運転する際、もしくは配偶者または生計を一にする扶養義務者が介護のために運転する際に使用できる自動車燃料費助成給油券を交付します。登録できるのは車両 1 台と運転者 1 人のみです。登録車両または、運転者に変更が生じた場合は変更届の提出が必要です。

【対象者（次のすべてに該当）】

① 身体障害者手帳 1 級、療育手帳 A1･A2、又は精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方
② 松阪市内に住所を有する、満 18 歳以上の方
③ 重度心身障がい者タクシー乗車券又は重度身体障がい者福祉タクシー乗車券の交付を受けていない方

【助成内容】

500 円×60 枚の給油券を交付します。

・指定のガソリンスタンド以外の利用はできません。
・再交付はできません。
・1 回の給油で、複数枚の給油券を利用できますが、給油代金を上回る利用はできません。

【手続きに必要なもの】

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
② 運転者の運転免許証の写し
③ 自動車検査証の写し（障がい者本人、配偶者又は生計を一にする扶養義務者が使用する車両に限る。）
　※ 給油券交付後に登録車両を変更する場合は手続きが必要です。
④ 代理人が窓口で受け取る場合には、代理人の身分を証明できるもの。
　※ ②及び③については、２回目以降の申請で、変更がなければ不要です。

【資格の喪失】

以下のいずれかに該当した場合は、給油券を返還してください。

・松阪市内に住所を有しなくなったとき
・障がいの程度が該当しなくなったとき
・死亡したとき

6－2　重度心身障がい者タクシー乗車券の交付　　身　知　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

重度の障がいのある方が、通院や買物等のために市内でタクシーを利用する際に使用できるタクシー乗車券を交付します。

【対象者（①～⑤のすべてに該当）】

① 松阪市に住所を有する方
② 下表のいずれかに該当する方

手帳の種別（障がい名）	個別等級（※ 総合等級）
身体障害者手帳	
視覚障がい	1 級～2 級
下肢機能障がい	1 級～2 級
体幹機能障がい	1 級～2 級
脳原性運動機能障がいのうち移動機能障がい	1 級～2 級
心臓機能障がい	1 級
じん臓機能障がい	1 級
呼吸器機能障がい	1 級
ぼうこう又は直腸機能障がい	1 級
小腸機能障がい	1 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1 級
肝臓機能障がい	1 級
上記いずれかの障がいを含む 2 種類以上の障がい	（※ 総合等級）1 級～2 級
療育手帳	A1・A2（最重度・重度）
精神障害者保健福祉手帳	1 級

③ 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当を受けていない方
④ 重度障がい者自動車燃料費助成給油券又は重度身体障がい者福祉タクシー乗車券の交付を受けていない方
⑤ 自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方

【助成内容】

500 円×50 枚、100 円×50 枚の乗車券を交付します。
※ 指定のタクシー会社以外の利用はできません。
※ 再交付はできません。
※ 1 乗車につき、複数枚の乗車券を利用できますが、タクシー料金を上回る利用はできません。

【手続きに必要なもの】

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
② 代理人が窓口で受け取る場合には、代理人の身分を証明できるもの

6－3　重度身体障がい者福祉タクシー乗車券の交付　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

身体に重度の障がいのある方が、通院等のために市内でリフト・寝台付の福祉タクシーを利用する際に使用できるタクシー乗車券を交付します。

【対象者（①～④のすべてに該当）】

① 松阪市に住所を有する方

② 下表のいずれかに該当する方

障がい名	個別等級
下肢機能障がい	1 級
体幹機能障がい	1 級
脳原性運動機能障がいのうち移動機能障がい	1 級

※ 総合等級が 1 級であっても、個別の等級が 1 級でないと対象にはなりません。

③ 重度障がい者自動車燃料費助成給油券又は重度心身障がい者タクシー乗車券の交付を受けていない方

④ 自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方

【助成内容】

1 乗車につき 1 枚使用することができる乗車券（3,000 円×24 枚）を交付します。

※ 指定のタクシー会社以外の利用はできません。

※ 再交付はできません。

【手続きに必要なもの】

① 身体障害者手帳

② 代理人が窓口で受け取る場合には、代理人の身分を証明できるもの

6－4　自動車運転免許取得費の助成　身　知　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

障がい者が自動車運転免許を取得する場合に、その取得に要する費用の一部を助成します。

【対象者（次のすべてに該当）】

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

② 松阪市内に住所を有する、満 18 歳以上の方

③ 自動車教習所で操作訓練を受けて普通自動車免許を取得した方

④ 過去に自動車運転免許取得費の助成を受けていない方

【助成金の額】

免許取得費用の 3 分の 2（上限 10 万円）

【手続きに必要なもの】

免許取得後 6 か月以内に、必要書類を添えて申請してください。

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

② 運転免許証の写し　③ 免許取得費用の領収書　④ 振込先口座の写し

6－5　自動車改造費の助成　　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

身体障がい者が自ら運転するために必要な自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

【対象者（次のすべてに該当）】

① 身体障害者手帳（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障がいのいずれか）をお持ちの方
② 松阪市内に住所を有する方（施設入所者を除く）
③ 前年の所得が基準額以下の世帯

※ 再申請する場合は、前回申請日から 5 年を経過していることが必要です。

【助成内容】

操行装置、駆動装置、移乗装置等の改造等（すでに必要な装置が施された福祉車両を購入する場合や、必要な装置を購入し、自ら設置又は業者が設置する場合を含む。）に対し、最大 10 万円（改造等の費用が 10 万円に満たない場合はその額）を助成します。

ただし、障がい者本人、配偶者、生計を一にする扶養義務者が使用する自動車の改造等に限ります。

【手続きに必要なもの】

改造完了（購入）後 6 か月以内に、必要書類を添えて申請してください。

① 身体障害者手帳
② 運転免許証の写し
③ 自動車検査証の写し
④ 改造費用の領収書及び購入費用の領収書
⑤ 改造箇所の経費を明らかにした明細書
⑥ 改造箇所の写真又は購入車両の改造装置が設備された箇所の写真
⑦ 振込先口座の写し

6－6　介護者運転自動車改造・購入費の助成　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

在宅の重度身体障がい者を介助する方が運転する自動車に容易に乗降することができるよう、昇降装置等を装着するための改造に要する経費又は既に昇降装置等を設備された車両（福祉車両）を購入する経費の一部を助成します。

【対象者（次のすべてに該当）】

① 下表のいずれかの身体障害者手帳をお持ちの方で、移動に車いすを使用している方と同居している介護者

障がい名	個別等級
下肢機能障がい	1 級～2 級
体幹機能障がい	1 級～2 級
脳原性運動機能障がいのうち移動機能障がい	1 級～2 級

② 松阪市内に住所を有する方（障がい者が施設に入所している場合を除く）

③ 前年の所得が基準額以下の世帯

※ 再申請する場合は、前回申請日から 5 年を経過していることが必要です。

【助成内容】

車いすの昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着・改造（すでに必要な装置が施された福祉車両を購入する場合や、必要な装置を購入し、自ら設置又は業者が設置する場合を含む。）するために要した費用に対し、最大 10 万円（改造等の費用が 10 万円に満たない場合はその額）を助成します。

ただし、障がい者本人、配偶者、生計を一にする扶養義務者が使用する自動車の改造等に限ります。

【手続きに必要なもの】

改造又は購入から 6 か月以内に、必要書類を添えて申請してください。

① 身体障害者手帳

② 運転免許証の写し

③ 自動車検査証の写し

④ 改造費用の領収書及び購入費用の領収書

⑤ 改造箇所の経費を明らかにした明細書

⑥ 改造箇所の写真又は購入車両の昇降装置等が設備された箇所の写真

⑦ 振込先口座の写し

6－7　有料道路通行料の割引　　身　知

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課
　　NEXCO 有料道路 ETC 割引登録係（電話 045－477－1233）

【対象者（次のいずれかに該当）】

① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、自ら運転する方
② 身体障害者手帳（第１種）又は療育手帳Ａ1･A2 の交付を受けている方の介護のために運転する方

【対象の自動車】

① 障がいのある方本人又はその家族が所有する自動車
② 介護者の運転が認められる場合は、継続して日常的に介護している方が所有する自動車
　※ ①と②については、１台に限り自動車を事前に登録することができます。
③ 知人の自動車、レンタカー、タクシーなど
　※ 業務利用の自動車、軽トラック、乗合タクシー、デマンドタクシーなどは対象外です。

【有効期限】

登録後 2 回目の誕生日までで、更新は、有効期限の 2 か月前から誕生日の前日まで手続き可能です。

【割引率】

50%（半額）

【手続きに必要なもの】

① 身体障害者手帳又は療育手帳
② 運転免許証（自ら運転する方のみ）
③ 自動車車検証（自動車を事前登録する場合のみ）
　※ 電子車検証（令和５年１月より交付される車検証）の場合は、電子車検証に加え、自動車検査証記録事項又は車検証閲覧アプリでの車検証情報の提示が必要です。

＊ ETC 無線走行（ノンストップ走行）を利用する方は、①～③に加えて④と⑤が必要です。
④ ETC カード（18 歳以上は本人名義のもの、18 歳未満は保護者名義のもの）
⑤ ETC 車載器セットアップ申込書等（管理番号の分かるもの）
　※ 変更・更新の手続きで、前回申請時から変更がない場合は不要です。
　※ ETC を利用する場合、申請してから割引が適用されるまで、3 週間程度かかります。

【オンライン申請】

必要な書類やご利用までの流れ等の詳細については、以下の URL からご確認ください。
本人確認のため、マイナンバーカード及びマイナポータルへの登録が必要となります。
→https://www.expressway-discount.jp

有料道路　障害者割引　オンライン申請　検索

※ 令和５年３月 27 日から「１人１台要件の緩和」と「オンライン申請が導入」されました。

6－8　鉄道・バス料金の割引　　身　知　精

窓口：JR 東海テレフォンセンター（電話 050－3772－3910）
　　近鉄電車テレフォンセンター（電話 050－3536－3957）
　　三重交通松阪営業所（電話 51－5240）

【鉄道（JR）】

手帳の種別	割引の対象	種別	割引率	備考
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（第 1 種）	本人・介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券	5 割引	・介護者は 1 名のみ ・距離制限なし ・小児定期乗車券の割引なし
	本人のみ	普通乗車券	5 割引	片道 100km を超えるとき
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（第 2 種）	介護者（障がい児と同伴の場合）	定期乗車券	5 割引	・12 歳未満の障がいのある児童 ・介護者とともに定期券を購入する時
	本人のみ	普通乗車券	5 割引	片道 100km を超えるとき

※ 乗車券を購入する際に手帳を提示してください。
※ 民営鉄道の場合も JR の取扱いとほぼ同様ですが、各鉄道事業者によって取扱いが異なる場合がありますので、詳細は各事業者にお問い合わせください。
※ 松阪駅から片道 100km を超える停車駅間
　［南紀方面］松阪駅～JR 三木里駅　（103.9km）　　*特急停車駅間　JR 熊野市駅　（123.0km）
　［大阪方面］松阪駅～近鉄安堂駅　（100.7km）　　*特急停車駅間　近鉄布施駅（113.2km）
　［京都方面］松阪駅～近鉄西ノ京駅（100.2km）

【路線バス（三重交通バス・鈴の音バス）】

手帳の種別	割引の対象	割引率	備考
身体障害者手帳又は療育手帳（第 1 種）	本人・同伴者	普通運賃の半額	同伴者は 1 名のみ
身体障害者手帳又は療育手帳（第 2 種）	本人のみ	普通運賃の半額	
精神障害者保健福祉手帳	本人のみ	普通運賃の半額	三重交通の都市間高速バス等は対象外

※ 運賃を支払う際又は乗車券を購入する際に、手帳を提示してください。
※ マイナポータル連携された「ミライロ ID」（スマートフォンアプリ）に限り、各手帳の代替としてご利用いただけます。
※ 路線バスは、三重交通松阪営業所（51－5240）へお問い合わせください。
※ 鈴の音バスは、商工政策課（53－4184）へお問い合わせください。

6－9　タクシー料金の割引　身　知　精

手帳を持つ方がタクシーを利用された場合、手帳を提示すると料金の割引が受けられます。ただし、タクシー事業者によって取扱いのない場合があります。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【割引率】

乗車料金の１割

6－10　津エアポートラインの割引　身　知　精

窓口：津なぎさまち（電話 059－213－6582）
　　セントレア港営業所（電話 0569－38－8177）

手帳を窓口へ提示してください（予約の際に、手帳を所持していることをお伝えください。）。

【対象者】

障害者手帳所持者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

【運賃】　（令和６年４月現在）

割引後の運賃（片道）	大人　1,490 円	（通常料金　2,980 円）
	小人　750 円	（通常料金　1,490 円）

※ 第１種は、同伴介護者（大人）も同額になります。第２種は、本人のみ割引になります。

6－11　航空運賃の割引　身　知　精

航空券を購入する際に手帳を提示すると、航空運賃の割引が受けられる場合があります。詳しくは、各航空会社にお問い合わせください。

【対象者】

割引の対象者については、各航空会社により異なりますので、ご利用の際は、各航空会社にお問い合わせください。

【割引率】

各航空会社によって異なります。各航空会社の予約センターでご確認ください。

6－12　三重おもいやり駐車場利用証制度　　身　知　精　難

窓口：松阪保健所（電話 50－0527　FAX 50－0621）
　　障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

身体に障がいのある方やその他の理由などで、歩行が困難な方に、「おもいやり駐車場」の利用証を交付する三重県の制度です。県外で同様の制度を実施している場合は、相互利用ができます。

【対象者】

対象となる障がいの区分			手帳の等級
身体障がい	視覚障がい		1 級～4 級
	聴覚障がい		2 級～3 級
	平衡機能障がい		3 級～5 級
	肢体不自由	上肢	1 級～2 級
		下肢	1 級～6 級
		体幹	1 級～5 級
	脳原性運動機能障がい	上肢機能	1 級～2 級
		移動機能	1 級～6 級
	心臓・じん臓・呼吸器・小腸・直腸・ぼうこう・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障がい		1 級～4 級
知的障がい			A1・A2（最重度・重度）
精神障がい			1 級

※ その他、難病患者、要介護高齢者、妊産婦、医師の診断書で認められた歩行困難者も対象となります。

【即日交付窓口】　＊ 申請等に不備がなければ、その場で利用証を交付することができます。

○ 松阪保健所　（ 高町 138 番地　松阪庁舎 2 階 ）　全対象者
○ 県庁家庭福祉・施設整備課（ 津市広明町 13 番地　本庁 2 階 ）　全対象者
○ 障がい福祉課（ 本庁 1 階 8 番窓口 ）　障がい者（身体・知的・精神）、難病患者、歩行困難者等
○ 介護保険課　（ 本庁 1 階 2 番窓口 ）　要介護高齢者等
○ 健康づくり課（ 春日町一丁目 19 番地　健康センターはるる ）　妊産婦等

【後日郵送窓口】　＊ 利用証は後日三重県から郵送されます。交付までに 2～3 週間かかります。

○ 各地域振興局地域住民課　全対象者

【電子申請】　＊ 利用証は後日三重県から郵送されます。交付までに 1～2 週間かかります。

三重県ユニバーサルデザインの HP　https://www.pref.mie.lg.jp/UD/HP/　から申請してください。

三重県　ユニバーサルデザイン　検索

【手続きに必要なもの】

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
② 上記障害者手帳以外で申請される方
　特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療費医療受給者証、
　介護保険被保険者証、特定疾患医療受給者証、母子健康手帳、所定の診断書等
③ 窓口にお越しいただく方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
※ 交付要件に該当しなくなった場合は、速やかに利用証をご返却ください。

6－13　駐車禁止除外指定車標章の交付　　身　知　精　難

窓口：松阪警察署（電話 53-0110）　（平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

対象者が通院・通学等で歩行が著しく困難なため支障がある場合に、管轄の警察に申請し許可されると、駐車禁止区域でも他の交通の妨げにならない限り駐車できます。（法定の駐車禁止場所［例．交差点・歩道・横断歩道・坂道の頂上付近等］は駐車できません。）

【対象者】

（１）身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方

障がいの区分		身体障がい者	戦傷病者
視覚障がい		1 級～4 級の 1	特別項症～第 4 項症
聴覚障がい		2 級又は 3 級	特別項症～第 4 項症
平衡機能障がい		3 級	特別項症～第 4 項症
肢体不自由	上肢	1 級～2 級の 2	特別項症～第 3 項症
	下肢	1 級～4 級	特別項症～第 3 項症
	体幹	1 級～3 級	特別項症～第 4 項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級又は 2 級 （一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	－
	移動機能	1 級～4 級	－
心臓機能障がい		1 級又は 3 級	特別項症～第 3 項症
じん臓機能障がい		1 級又は 3 級	特別項症～第 3 項症
呼吸器機能障がい		1 級又は 3 級	特別項症～第 3 項症
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1 級又は 3 級	特別項症～第 3 項症
小腸機能障がい		1 級又は 3 級	特別項症～第 3 項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 級～3 級	－
肝臓機能障がい		1 級～3 級	特別項症～第 3 項症

（２）療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方

区分	障がいの程度
知的障がい者	A1・A2（最重度・重度）
精神障がい者	1 級
小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている方	疾患名が「色素性乾皮症」に限る。

※ 上記と同程度に歩行が困難であると公安委員会が認める方は、交付対象になることもありますので、松阪警察署窓口で相談してください。

補装具・日常生活用具

7－1　補装具費の給付　　身　難

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

身体障害者手帳の交付を受けている方又は難病患者に対し、障がいに適した補装具費（購入・修理）を給付します。

【手続きに必要なもの（購入などの前に申請が必要です）】

※ 申請書は、松阪市のホームページからダウンロードできます。
https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/hosougu.html

① 身体障害者手帳

② 補装具の業者が作成した見積書及びカタログ

③ 医師の意見書（補装具によって不要な場合があります。）

※ 意見書様式は、三重県障害者相談支援センターのホームページからダウンロードできます。
http://www.pref.mie.lg.jp/SHOGAIC/HP/43408033306.htm

※ 難病の場合は、特定医療費（指定難病）受給者証及び医師の意見書が必要です。

※ 意見書の作成は、指定医師に限ります。（指定医師は三重県障害者相談支援センターのホームページ又は市の窓口等でご確認ください。）

④ マイナンバーカード

松阪市　補装具　申請　検索

三重県　補装具　医学的意見書　検索

三重県　身体障害者手帳　指定医師　検索

【利用者負担】

用具の種類別に定められた基準額内において原則として 1 割負担です。ただし、世帯の市民税課税状況により負担上限月額があります。なお、基準額を超える額については自己負担になります。

日常生活用具	自己負担	負担上限月額
生活保護世帯	0 円	0 円
市民税非課税世帯	0 円	0 円
市民税課税世帯　＊	1 割負担	37,200 円

≪ 対象者が 18 歳以上の場合≫

ご本人とその配偶者を世帯の範囲とし、いずれか所得割の額の多いかたで判定します。

＊ 市民税課税世帯（所得割 46 万円以上）の場合、支給対象外となります。

≪ 対象者が 18 歳未満の場合≫

保護者の属する住民基本台帳での世帯を世帯の範囲とし、所得割の最多納税者で判定します。

【対象と補装具の種類】

対象となる障がい	補装具の種類	来所判定(※1)	医師意見書(※2)の要否		
			新規	再購入	修理
視覚障がい	視覚障害者安全つえ	－	－	－	－
	義眼、眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡）	－	○	△	－
聴覚障がい	補聴器	－	○	△	－
	人工内耳音声信号処理装置（修理のみ）	－	－	－	○
肢体不自由	義手、義足	－	○	○	△
	装具（レディメイド・既製品）	－	○	△	－
	装具（オーダーメイド）	－	○	△	△
	車いす（レディメイド・既製品）＊	－	○	△	－
	車いす（オーダーメイド）	－	○	○	△
	電動車いす＊	○	－	○	△
	姿勢保持装置	○	－	○	△
	歩行器＊	－	○	△	－
	歩行補助つえ＊	－	－	－	－
重度の両上下肢機能障害及び音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置	－	○	○	△
内部障害	車いす、電動車いすなど	（上記の場合に準ずる）			
肢体不自由児	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具排便補助具	－	○	△	－
難病	装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置など	（上記の場合に準ずる）			

※　「＊」の用具は、介護保険制度による福祉用具の貸与対象品目であるため、介護保険の対象となる方は介護保険制度が優先されます。

※1　三重県障害者相談支援センターでの来所判定が必要です。この場合、医師の意見書及び見積書を事前に用意していただく必要はありません。

※2　医師の意見書は、「○」印は必須、「△」印は一部省略可、「－」印は不要を示しています。人工内耳音声信号処理装置の修理においては、意見書ではなく確認票をご用意ください。

※　治療用装具は保険適用されますので、ご加入の健康保険窓口へ申請してください。

7－2　三重県聴覚障がい児補聴器購入費用助成制度　身

窓口：三重県立子ども心身発達医療センター　難聴児支援センター
（電話 059－253－2000（代）　FAX 059－253－2032）
三重県子ども・福祉部子どもの育ち支援課（電話 059－224－2248　FAX 059－224－2270）

軽・中等度難聴児を対象に、補聴器又は補聴援助システムを購入した場合、その費用の助成を行います。

【対象者】

18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童で、原則として 30 デシベル以上 70 デシベル未満の軽・中等度難聴児（身体障害者手帳が交付されない難聴児）

【助成内容】

補聴器：購入費用の 3 分の 1
（ただし、片耳の場合 25,000 円、両耳の場合 50,000 円を限度とします。）
補聴援助システム：25,000 円
（ただし、片耳のみを対象とし、購入費用が 25,000 円以下の場合は購入額実費とします。）

【助成回数】

回数制限なし（ただし、原則として申請は 5 年に 1 回とする。）

【所得制限】

所得制限なし

【その他】

補聴器等の購入日から 3 か月以内に申請してください。

7－3　日常生活用具の給付　　身　知　精　難

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

障がいのある方が日常生活を営むうえで、自立した生活を容易にするために用具を給付します。

【手続きに必要なもの（購入前に申請が必要です）】

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

② 販売業者が作成した見積書及びカタログ

③ 医師の意見書（申請する用具によって必要な場合があります）

※ 申請書・意見書様式は、松阪市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/syougai-wel/nichijyouseikatsuyougu.html

松阪市　日常生活用具　申請　検索

※ 難病の場合は、対象疾患に罹患していることがわかる証明書（特定医療費（指定難病）受給者証または診断書）も併せて必要です。

④ 転入等により松阪市で課税状況が確認できない場合は、所得課税証明書が必要です。

【利用者負担】

用具の種類別に定められた基準額内において原則として 1 割負担です。ただし、世帯の市民税課税状況により負担上限月額があります。なお、基準額を超える額については、全額自己負担になります。

世帯区分	自己負担	負担上限月額
生活保護世帯	0 円	0 円
市民税非課税世帯	0 円	0 円
市民税課税世帯　＊	1 割負担	37,200 円

≪ 対象者が 18 歳以上の場合≫

ご本人とその配偶者を世帯の範囲とし、いずれか所得割の額の多いかたで判定します。

＊ 市民税課税世帯（所得割 46 万円以上）の場合、支給対象外となります。

≪ 対象者が 18 歳未満の場合≫

保護者の属する住民基本台帳での世帯を世帯の範囲とし、所得割の最多納税者で判定します。

【用具の種目と対象者】

次表のとおり

・前回申請から耐用年数を経過していない場合は、原則として給付対象とはなりません。

・原則として、施設入所者は給付の対象外です。

・「*」の用具は、介護保険制度による福祉用具貸与（購入）対象品目であるため、介護保険の対象となる方は介護保険制度が優先されます。

【日常生活用具一覧】

*介護保険制度優先

区分	種目	基準額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢	備考
介護・訓練支援用具	特殊寝台*	154,000 円	①下肢・体幹障がい 2 級以上 ②寝たきりの状態にある難病患者（医師意見書が必要）	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの	8 年	学齢児以上	
	特殊マット*	19,600 円	①下肢・体幹障がい 1 級 ②知的障がい A2 以上 ③寝たきりの状態にある難病患者（医師意見書が必要）	じょく瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止する機能を有し、一般的に寝台に取り付けるために用いるもの	5 年	3 歳以上	
	訓練用ベッド	159,200 円	①下肢・体幹障がい（児童に限る） ②下肢・体幹に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）	脚、腕等の訓練ができる器具があるもの	5 年	3 歳以上	
	訓練椅子	33,100 円	①下肢・体幹障がい（児童に限る） ②下肢・体幹に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）	付属のテーブルをつけることができるもの	5 年	3 歳以上	
	特殊尿器*	67,000 円	①下肢・体幹障がい 1 級 ②自力で排尿できない難病患者（医師意見書が必要）	尿が自動的に吸引されるもの	5 年	学齢児以上	
	入浴担架	82,400 円	①下肢・体幹障がい 2 級以上	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5 年	3 歳以上	
	体位変換器*	15,000 円	①下肢・体幹障がい 2 級以上 ②寝たきりの状態にある難病患者（医師意見書が必要）	介護者が障がい者の体位を変換させるもの	5 年	学齢児以上	
	移動用リフト*	159,000 円	①下肢・体幹障がい 2 級以上 ②下肢・体幹に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）	※天井走行型及び住宅改修を伴うものを除く。	4 年	3 歳以上	
自立生活支援用具	浴槽（湯沸器を含む）*	91,000 円	①下肢・体幹障がい 2 級以上		8 年	学齢児以上	
	入浴補助用具*	90,000 円	①下肢・体幹障がい（入浴介助が必要な方に限る） ②入浴に介助を必要とする難病患者（医師意見書が必要）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの ※住宅改修を伴うものを除く。	8 年	3 歳以上	※複数用具の給付可
	便器*	100,000 円	①上肢・下肢・体幹障がい 2 級以上 ②知的障がい A2 以上 ③常時介護を必要とする難病患者（医師意見書が必要）	温水洗浄便座又はポータブルトイレ ※住宅改修を伴うものを除く。	8 年	学齢児以上	
	T 字杖、棒状の杖	3,000 円	①平衡障がい ②下肢・体幹障がい		4 年	3 歳以上	※施設利用者可
	移動、移乗支援用具*	60,000 円	①平衡障がい ②下肢・体幹障がい （いずれも家庭内の移動に介助が必要な方に限る） ③下肢が不自由な難病患者（医師意見書が必要）	転倒防止、立ち上がり動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等 ※住宅改修を伴うものを除く。	8 年	3 歳以上	※複数用具の給付可

区分	種目	基準額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢	備考
	頭部保護帽	Aオーダーメイド 15,200円 A既製品 12,160円 Bオーダーメイド 36,750円 B既製品 29,400円	①平衡障がい ②下肢・体幹障がい ③知的障がい ④精神障がい（てんかんの発作等により転倒するおそれがある方に限る。医師意見書が必要（診断書等で明らかな場合を除く。)）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A：スポンジ、革が主材料 B：スポンジ、革、プラスチックが主材料	3年	－	※施設利用者可
	火災警報器	15,500円	①身体障がい2級以上 ②知的障がいA2以上	室内の火災を煙や熱で感知し、音や光を発して屋外にも警報ブザーで知らせられるもの	8年	－	
	自動消火器	28,700円	①身体障がい2級以上 ②知的障がいA2以上 ③火災発生の感知や避難が困難な難病患者（医師意見書が必要）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年	－	
	電気調理器	41,000円	①視覚障がい2級以上 ②知的障がいA2以上	IH コンロや電子レンジ等、ガスや火を使用せず電力のみで動作する調理器理器であって、障がい者の方が容易に使用することができるもの	6年	学齢児以上	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	11,000円	①視覚障がい2級以上		10年	学齢児以上	
	聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400円	①聴覚障がい2級	音声等を映像やランプで視覚的に確認できるもの又は振動等で触覚により知覚できるもの ※サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計を含む。	10年	学齢児以上	
	暗所視支援眼鏡	200,000円	網膜色素変性症等による夜盲症等を有する視覚障がい者又は難病患者（医師意見書が必要）	高感度カメラで捉えた微光を増幅させる機能を有し、眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投射できるもの	4年	学齢児以上	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	①じん臓障がい3級以上（自己連続携行式腹膜灌流法 CAPDによる透析療法を行う方）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	3歳以上	
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	①呼吸器障がい3級以上 ②上記と同程度の身体障がい（医師意見書が必要） ③呼吸器機能に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）		5年	－	
	電気式たん吸引器	56,400円	①呼吸器障がい3級以上 ②上記と同程度の身体障がい（医師意見書が必要） ③呼吸器機能に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）		5年	－	

区分	種目	基準額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢	備考
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	①呼吸器障がい（医療保険における在宅酸素療法を行う方		10年	学齢児以上	
	視覚障がい者用体温計（音声式）	9,000円	①視覚障がい2級以上		5年	学齢児以上	
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ)	157,500円	①呼吸器障がい ②上記と同程度の身体障がい（医師意見書が必要） ③人工呼吸器が必要な難病患者（医師意見書が必要）	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもの	5年	－	
	視覚障がい者用体重計	18,000円	①視覚障がい2級以上		5年	学齢児以上	
	人工呼吸器用自家発電機及び外部バッテリー又は家庭用蓄電池	150,000円	在宅で人工呼吸器を使用している障がい者(児)又は難病患者 ※医師意見書が必要（診断書等で在宅で人工呼吸器を使用していることが明らかな場合を除く。）		6年	－	
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,800円	①音声・言語障がい ②肢体不自由で発声・発語に著しい障がいがある方	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの	5年	学齢児以上	
	情報･通信支援用具（機器）	100,000円	①上肢障がい2級以上 ②言語、上肢複合障がい2級以上	パソコン、タブレット端末又はこれらに接続可能な周辺機器（注2） ※スマートフォンは除く	4年	学齢児以上	※複数用具の給付可
	情報･通信支援用具（ソフト）	150,000円	①視覚障がい2級以上 ②上肢障がい2級以上	別表1に掲げる障がい者向けのアプリケーションソフト	5年	学齢児以上	※複数用具の給付可
	点字ディスプレイ	383,500円	①視覚障がい2級以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	学齢児以上	
	点字器	10,400円	①視覚障がい2級以上		7年	学齢児以上	
	点字タイプライター	63,100円	①視覚障がい2級以上		5年	学齢児以上	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダ	録音再生機 87,500円 再生専用機 36,050円	①視覚障がい2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音・再生ができるもの	6年	学齢児以上	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800円	①視覚障がい2級以上	情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもの	6年	学齢児以上	
	視覚障がい者用拡大読書器	198,000円	①視覚障がい	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年	学齢児以上	

区分	種目	基準額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢	備考
	眼鏡装着型文書読上げ装置	150,000 円	①視覚障がい 2 級以上	小型カメラで捉えた文字情報等を読み上げる機能を有し、眼鏡に装着できるもの	4 年	学齢児以上	
	視覚障がい者用情報受信装置(視覚障がい者用ラジオ)	29,000 円	①視覚障がい 2 級以上	地上デジタル放送を音声受信でき、かつ、災害時の緊急放送を受信するもの	6 年	学齢児以上	
	視覚障がい者用時計	触読式 10,300 円 音声式 13,300 円	①視覚障がい 2 級以上		5 年	学齢児以上	
	音声色彩判別装置	47,000 円	①視覚障がい 2 級以上（視野障がいを除く）	色彩を音声で知らせるもの	10 年	学齢児以上	
	聴覚障がい者用通信装置	FAX 35,000 円 FAX 以外 71,000 円	①聴覚障がい ②発声・発語に著しい障がいのある方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器	5 年	学齢児以上	
	聴覚障がい者用情報受信装置	88,900 円	①聴覚障がい	字幕・手話通訳付の聴覚障がい者用番組又はテレビに字幕・手話通訳の映像を出力する機能を有するもので、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもの	6 年	3 歳以上	
	人工喉頭	電動式 70,100 円 笛式　5,000 円 （気管カニューレ付 3,100 円増）	①音声障がい		5 年	－	※施設利用者可
		埋込型用人工鼻 月額　16,500 円	①音声・言語障がい（人工喉頭を使用している方に限る） ※初回のみ、医師意見書が必要	気管孔に取り付ける人工鼻本体（HME カセット）、気管孔フィルタ等	－	－	※最大 6 か月支給可 ※複数用具の給付可
	人工内耳用電池	空気亜鉛電池 月額　2,100 円 充電器及び充電池 年額　20,000 円	聴覚障がい者又は難病患者で、人工内耳を装用している方 ※初回のみ、人工内耳装用者カードの提示又は医師意見書が必要	人工内耳に使用する空気亜鉛電池又は充電器及び充電池 ※給付は、空気亜鉛電池と充電器（充電池）のいずれか	－	－	※空気亜鉛電池は、最大 6 か月支給可 ※両耳は、倍額
	点字図書	点字図書代から原本（墨字本）の価格分を差し引いた額	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	点字図書（年間６タイトル又は 24 巻まで。一括購入しなければならないものは 1 巻とみなす）	－	－	※施設利用者可
排泄管理支援用具	ストマ用装具	消化器系 月額 9,000 円 尿路系 月額 12,000 円	ぼうこう、直腸機能障がいを有するストマ造設者（尿路変更のストマを含む）	別表 2 に掲げるストマ用装具 ※使い捨て手袋及び空間消臭剤は除く。	－	－	※最大 6 か月支給可 ※施設利用者可
	紙オムツ	月額 12,000 円	排せつコントロールが不可能な排便又は排尿の機能に障がいのある全身性障がい者等（注 3）（医師意見書が必要）	紙オムツ、尿取りパッド ※おしり拭きは除く。	－	3 歳以上	※最大 6 か月支給可 ※施設利用者可
	収尿器	8,500 円	排尿コントロールが困難な排尿の機能に障がいのある方		1 年	3 歳以上	※施設利用者可

区分	種目	基準額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢	備考
住宅改修費	居宅生活動作補助用具* （注 4）	200,000 円	①下肢・体幹障がい 3 級以上 ②運動障がい 3 級以上（移動機能障がいに限る） ③上肢障がい 2 級以上（便器の取替の場合のみ） ④下肢・体幹機能に障がいのある難病患者（医師意見書が必要）	設置に小規模な住宅改修を伴うもの (1)手すりの取付け (2)段差の解消 (3)滑り防止等のための床材料の変更 (4)引き戸等への取替え (5)洋式便器等への取替 (6)その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	－	学齢児以上	※給付は 1 回のみ

※ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、上肢機能障がいにおいては上肢障がいに、移動機能障がいにおいては下肢又は体幹機能障がいに準じて取り扱うものとします。

※ 人工喉頭（埋込型用人工鼻）、人工内耳用電池（空気亜鉛電池）、ストマ用装具、紙オムツは、給付を希望する月の前月から申請することができます（月を遡って申請することはできません。）。

（注１） 用具の付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しない場合については、当該用具とともに給付することができます。

（注 2） パソコン又はタブレット端末は汎用性の高い用具であるため、所得税非課税世帯が対象です。

（注 3） 紙オムツの支給対象者は、次のいずれかに該当する方です。

① 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない方

② 高度の排尿機能障がい（ただし、3 歳未満に発症した先天性疾患等に起因する神経障がいによるものに限る）又は高度の排便機能障がい（先天性鎖肛を除く。）のある方

③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術又は小腸肛門吻合術に起因する高度の排便機能障がいのある方

④ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な方

（注 4） 申請には、工事図面、改修工事見積書、着工前の写真が必要です。

［別表 1］情報・通信支援用具（ソフト）

対象者	対象アプリケーションソフト
上肢障がい	音声入力ソフト 入力支援ソフト等 その他障がい者向けのアプリケーションソフト
視覚障がい	視覚障がい者用画面音声化ソフト（スクリーンリーダー） 視覚障がい者用ワープロソフト 視覚障がい者用 OCR ソフト 視覚障がい者用住所録ソフト 視覚障がい者用図書検索管理 視覚障がい者用メールソフト 視覚障がい者用ニュースソフト 視覚障がい者用経路検索ソフト 視覚障がい者用辞書検索ソフト 視覚障がい者用健康・医療検索ソフト その他障がい者向けのアプリケーションソフト

［別表 2］ストマ用装具

品　目	用　　途
(1) ストマ用装具の袋	ラテックス製又はプラスチック製のもので、排せつ物を集めるパウチ（袋)。
(2) ストマ用装具の面板	ストマ装具のパウチ（袋）を体に固定する。
(3) 皮膚用保護材（ペースト）	ペースト状の皮膚保護剤で、ストマ周囲のしわ・くぼみによる凹凸を埋めて皮膚の表面を平坦にする（ストマ装具の皮膚保護剤面板の粘着を助長し排せつ物の漏れを防止することができる。)。
(4) 皮膚用保護材（パウダー）	パウダー状の皮膚保護剤で、ストマ周囲の皮膚に振りかけて皮膚を保護し密着させ、又はストマと皮膚保護剤面板の隙間に露出している皮膚に振りかけて皮膚への排せつ物付着を防ぐ。
(5) 皮膚用保護材（ウエハー）	ウエハー状の成形可能な皮膚保護剤で、ストマ周囲の皮膚のしわ・くぼみによる凹凸を補正してストマ装具の皮膚保護剤面板の密着性を高めシールとして使用する。
(6) コンベックスインサート	ストマ周囲の皮膚と皮膚保護剤面板を密着させるために、面板のフランジ部分にリング状のものをはめ込んで凸面を作り、排せつ物の漏れを防止する。
(7) フィルムドレッシング材・テープ材	通気性、防水性があってかぶれにくい特性のある粘着テープで、面板の周囲に貼って皮膚への密着を助長する。
(8) 皮膚被膜剤（スキンバリア）	ストマ周囲の皮膚を排せつ物やテープ類などの刺激から守るため、皮膚に塗って薄い皮膜をつくる。
(9) 粘着剥離剤（リムーバー）	皮膚保護剤・サージカルテープ等の粘着力が強い場合に、皮膚に刺激を与えずに剥がす液体で、ストマ装具の交換時に使用する。
(10) 皮膚洗浄剤	ストマ装具の交換時に、ストマ周囲の洗浄に使用する。
(11) ガーゼ、脱脂綿	ストマ装具の交換時に、汚れの拭き取りに使用する。
(12) 消臭剤（ストマ袋内に使用）	ストマ装具のパウチ（ストマ袋）の排せつ物の臭いを脱臭するために、パウチの中に入れて使用する。
(13) 潤滑剤	便の滑りを良くすることでストマ装具からの排せつ物の排出をスムーズにするもので、装具交換時や便排出後に使用する。
(14) 凝固剤	ストマ装具のパウチ（ストマ袋）の中に入れて水溶性の排せつ物をゼリー状にして、漏れや面板の剥がれを防止する。
(15) ストマ用ベルト	ストマ装具のパウチ（ストマ袋）の部分を固定し、身体の動きで装具がずれたりはがれたりしないようにする脱落防止用として使用する。
(16) レッグバッグ（レッグバッグベル (00) トを含む）	就寝時など長時間にわたり排出処理ができないときに、予備のストマ袋と接続することにより蓄尿量を増やすことができる。
(17) ナイト・ドレーナージバッグ	レッグバッグと同様、就寝時に通常のパウチ（ストマ袋）に接続して蓄尿する。
(18) ストマ袋カバー	発汗により、ストマ装具のパウチ（ストマ袋）部分で蒸れを起こし、皮膚に真菌などが発症するのを防ぐために、パウチにかぶせて汗を吸収する布地のもの。
(19) ストマ用ハサミ、フランジカッター	ストマ装具のパウチ（ストマ袋）を傷つけずに、面板を切ることができる。
(20) ストマ用腹帯・サラシ・オストミ (00) ーパンツ	ストマ装具のパウチ（ストマ袋）を収納するためのポケットがあり、フィット感を高めたり、蒸れを防いだりする。
(21) 入浴用補助用具	入浴時にストマを保護するために貼り付けるパット又は袋。
(22) 保湿剤	皮膚に潤いを与えるもので、撥水効果により汚れから皮膚を保護する。
(23) その他皮膚の保護や排せつ物の漏れ防止、皮膚への装具密着などのために使用する各種用具	

7－4　小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

【手続きに必要なもの（購入前に申請が必要です）】

① 小児慢性特定疾病医療費受給者証

② 医師の意見書（他の制度において、すでに提出した診断書等により明らかな場合を除きます）

③ 販売業者が作成した見積書及びカタログ

※ 転入等により松阪市で課税状況が確認できない方は、所得課税証明書が必要です。

【利用者負担】

世帯の課税状況により一部又は全額自己負担となる場合があります。

【用具の種目と対象者】

種目	対象児	性能等
便器	常時介助を必要とする児童	手すりをつけることも可
特殊マット	寝たきりの状態にある児童	じょく瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できるもの
特殊便器	上肢障がいのある児童	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く）
特殊寝台	寝たきりの状態にある児童	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
歩行支援用具	下肢が不自由な児童	転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の手すり、スロープ、歩行器等
入浴補助用具	入浴に介助を要する児童	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの
特殊尿器	自力で排尿できない児童	尿が自動的に吸引されるもの
体位変換器	寝たきり状態にある児童	介助者が児童の体位を変換させるもの
車いす	下肢が不自由な児童	必要な強度と安定性を有するもの
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する児童	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
電気式たん吸引器	呼吸器障がいのある児童	児童又は介助者が容易に使用し得るもの
クールベスト	体温調節が著しく難しい児童	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠け、がんや神経障がいを起こすことのある児童	紫外線をカットできるもの
ネブライザー（吸入器）	呼吸器障害のある児童	
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な児童	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有するもの
ストマ（消化器系）	人工肛門を造設した児童	
ストマ（尿路系）	人工膀胱を造設した児童	
人工鼻	人工呼吸器装着又は気管切開が必要な児童	

※ 障害者手帳の交付を受けている場合は、「7-1 補装具費の給付」、「7-3 日常生活用具の給付」が優先されます。

7－5　重度障がい者（児）紙オムツの給付　　身　知

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課
　　※ 65 歳以上の方は、高齢者支援課（電話 53－4069　FAX 26－4035）

在宅で重度の障がいのため、常時紙オムツが必要な方に対して紙オムツを薬局より配達給付します。

【対象者（次のすべてに該当）】

① 下表のいずれかに該当し、常時紙オムツが必要と認められる方

手帳の種別（障がい名）	個別等級
身体障害者手帳	
下肢機能障がい	1 級～2 級
体幹機能障がい	1 級～2 級
脳原性運動機能障がいのうち移動機能障がい	1 級～2 級
療育手帳	A1・A2（最重度・重度）

② 施設（障害者支援施設、障害児入所施設、救護施設等）に入所していない方
③ 病院等に 3 か月以上入院していない方
④ 65 歳未満で、かつ障がい者の属する世帯全員が市民税所得割非課税であること
※ 65 歳以上の方は、高齢者支援課高齢者サービス係へお問い合わせください。
※ 他の制度で紙オムツの給付を受けられる場合は対象外となります。

【給付物】

3,000 円相当の介護用紙オムツを 1 か月に 1 回配達します。
※ オムツタイプ（S～M・M・L）又はパンツタイプ（S・M・L・LL）から選択
※ メーカー等の指定はできません

【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳又は療育手帳
※ 転入等により松阪市で課税状況が確認できない方は、所得課税証明書が必要です。

住宅

8－1　住宅改修費（日常生活用具の給付）　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修をともなう場合は、日常生活用具の給付を受けることができる場合があります。詳しくは 62 ページをご参照ください。

なお、介護保険の認定を受けている方、又は認定の対象となる方は介護保険制度をご利用いただきます。

8－2　住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税（家屋）の減額

窓口：資産税課家屋係（電話 53－4033　FAX 26－9114）

住宅用の家屋を障がいのある方等のためにバリアフリー改修工事を行った場合に、固定資産税の減額制度があります。

詳しくは、41 ページをご覧ください。

8－3　水洗トイレ等改造費の助成　身　知　精

窓口：下水道建設課生活排水係　（電話 53－4132　FAX 26－4319）
　　北部上下水道事務所　　（電話 56－7906　FAX 56－7148）

公共下水道の供用開始後、3 年以内の下水道接続工事における水洗トイレの改造工事費及びその他の排水設備工事費（汚水のみ）を助成します。ただし、工事施工前の申請に限ります。

【対象者（次のすべてに該当）】

① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯
② 市税、下水道受益者負担金、水道料金を滞納していない世帯
③ 自己が居住しており、建物の所有者であること
④ 世帯全員が所得税非課税であること

【助成額】

30 万円以内

8－4　公営住宅の入居案内

窓口：住宅課（電話 53－4163　FAX 26－8184）

市営住宅の入居募集は、毎年 6 月と 11 月です。募集する市営住宅は、広報まつさか 5 月号と 11 月号に掲載します。

【市営住宅の入居資格者（次のすべてに該当）】

① 松阪市内に住所又は勤務先があること
　※ 申込時の住所と実際の居住地が同一であることが条件です。
　※ 市外に居住し、松阪市内で勤務している場合、勤務していることを証明する書類が必要です。

② 住宅に困っていることが明らかなこと
　※ 申込者に持ち家（共有も含む）がある場合は、申し込みできません。
　※ 住宅に困っている理由は、結婚、過密居住、高家賃、他世帯と同居、立ち退き等があります。

③ 同居している親族又は同居しようとする親族があること
　※ 婚約も含みますが、入居時に入籍したことを確認します。
　※ 「松阪市パートナーシップ宣誓制度」または「三重県パートナーシップ宣誓制度」の宣誓をしたパートナー同士も親族とみなします。
　（注）単身者の申込については、住宅課へお問い合わせください。

④ 公営住宅法に定める収入基準に合うこと
　※ 詳しくは、住宅課へお問い合わせください。

⑤ 市町村民税等を滞納していないこと
　※ 現年度だけでなく過年度分も滞納していると申し込みができません。

⑥ 入居申込者又は同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと

⑦ 過去に市営住宅に入居していた方の場合、そのときの家賃等を滞納していないこと

【県営住宅のお問い合わせ先】

≪松阪地区≫
　南勢ブロック・東紀州ブロック指定管理者
　「三重県南勢地区管理事業共同体　県営住宅管理部　津事務所（059－222－6400）」
　※ 県営住宅の募集は、毎年 4 月・7 月・10 月・1 月です。
　※ 県営住宅入居申込書配布場所
　　松阪建設事務所（高町 138 番地　松阪庁舎 5 階（50－0587））

視覚・聴覚障がいの支援

9－1　手話通訳者の設置　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4059　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

市役所に来庁する聴覚に障がいがある方のために手話通訳を行います。

※ 手話通訳者は障がい福祉課に設置していますので、地域振興局での利用を希望される場合は、事前に連絡してください。

【対象者】

手話通訳を必要とする方

9－2　手話通訳者の派遣　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4059　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

手話通訳を必要とする聴覚障がい者に対し、手話通訳者を派遣します。

【対象者】

市内に在住又は在勤する聴覚障がい者

【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳

9－3　要約筆記者の派遣　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4059　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

要約筆記を必要とする聴覚障がい者に対し、要約筆記者を派遣します。

【対象者】

市内に在住又は在勤する聴覚障がい者

【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳

9－4　点字図書　身

窓口：松阪市松阪図書館（電話 21－3190）
　　三重県視覚障害者支援センター（電話 059－228－6367）

○ 松阪市松阪図書館

点字図書コーナーがあります。

所 在 地　　松阪市川井町 772 番地 10
開館時間　　午前 9 時～午後 7 時
休 館 日　　月曜日、毎月最終金曜日（ただし、12 月は 28 日になります）
　　年末年始（12 月 29 日～1 月 4 日）、特別館内整理期間（毎年 1 回 10 日以内）

○ 三重県視覚障害者支援センター

三重県が設置した目の見えない方・見えにくい方のための情報提供施設です。

視覚に障がいのある方々に点字・録音図書の閲覧、貸出等を行い情報を提供するとともに、視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談等に応じ、必要な情報の提供及び支援をしています。

《図書部門》

点字・録音図書等の貸出や対面朗読、プライベートサービスをしています。また、点訳・音訳ボランティアの協力を得て、図書等の制作をしています。

貸出は無料で、郵送又はインターネットを利用して全国にある点字・録音図書の本を利用することができます。

所 在 地　　津市桜橋 2 丁目 131
開館時間　　午前 9 時～午後 5 時
休 館 日　　日曜及び祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

参考：「サピエ」視覚障害者情報総合ネットワーク
→ http://www.sapie.or.jp

サピエ　検 索

「サピエ」とは、視覚障がい者に点字図書やデイジー図書等を提供するインターネット上の電子点字図書です。

9－5　視覚障がい者（児）生活訓練事業　　身　難

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

視覚障がい者（児）に対して、歩行訓練や生活訓練、コミュニケーション訓練等を行います。

【対象者】（次のいずれかに該当）

① 身体障害者手帳で視覚障がいの認定を受けている方

② 視覚に障がいのある難病患者の方

【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳

※ 難病の場合は、特定疾病（指定難病）受給者証が必要です。

【訓練内容】

視覚障がい者生活訓練専門指導員が自宅等に訪問して、継続的な歩行訓練、日常生活訓練、相談等を行います。訓練内容は個別の生活状態に応じて計画します。

【委託先】

NPO 法人アイパートナー

住　所：514-0027 津市大門 7－15

電　話：059-229-0072

【利用料】

原則として無料です。ただし、訓練内容によっては実費負担が必要です。

緊急・災害時の支援

10－1　聴覚・言語機能の障がい者の緊急通報の登録　身

窓口：障がい福祉課（電話 53－4059　FAX 26－9113）　又は各地域振興局地域住民課
登録後の窓口：松阪地区広域消防組合（電話 25－0119　FAX 21－6282　メール sirei@mie-matsusaka119.jp）

聴覚・言語機能に障がいがあり音声電話による通報が困難な方は、次のシステムを利用し、火災・事故・急病等の 119 番通報をすることができます。

① NET119 緊急通報システム
［通報手段］携帯電話、スマートフォン

② 緊急通報ファックス
［通報手段］自宅のファックス

①②どちらも登録が必要となりますので、事前に松阪地区広域消防組合までお問い合わせください。

【対象者】
聴覚又は言語障がいのある方（②の場合は、自宅にファックスがある方に限ります。）

10－2　防災情報の受信　身　知　精　難

窓口：防災対策課（電話 53－4034・4313　FAX 22－1055）

災害時の防災情報（避難情報、避難所開設情報、国民保護に関する情報など）を携帯電話にメール配信するサービスです。

（1）防災行政無線

市が屋外に設置しているスピーカーから避難をよびかけます。聞き取れない場合や聞こえにくい場合は、防災行政無線テレホンサービス（電話 25-6045）も併せてご活用ください。

市 HP、松阪ナビでも放送内容を文字で確認できます。

（2）松阪市「防災情報メール」

防災行政無線と同内容の災害にかかわる重要な情報を携帯電話へメール配信します。

① bousai.matsusaka-city@raiden.ktaiwork.jp へ空メールを送ってください。
（右の QR コードからもアクセスできます。）
※ 空メール送信前に「city.matsusaka.mie.jp」ドメインのメールを受信できるよう設定してください。

② 設定用メールが返信されますので、設定画面に従って登録してください。

③ 市が防災情報を配信したときにメールで受信することができます。
※ 情報料及び受信料は無料ですが、メール受信は、各携帯電話会社との契約内容によりパケット通信料金が必要となります。

（3）防災みえ.jp

a@bosaimie.jp に空メールを送信してください。

10 分以内に設定用のメールが返信されますので、画面の指示に従って登録してください。

※ 空メール送信前に「bosaimie.jp」ドメインのメールを受信できるように設定してください。

防災みえ.jp
http://www.bosaimie.jp/

（4）緊急速報メール（エリアメール）

・NTT ドコモ、ソフトバンク、au（KDDI）（※対応機種あり）
登録手続き不要で、防災に関する情報が受信できます（設定により、受信しないことも可能です）。

・上記以外の携帯電話の場合
登録手続きが必要な場合がありますので、各携帯電話会社にお問い合わせください。

※ 緊急速報メールの場合、配信エリアを指定（松阪市内）して情報発信しますので、市外にいるときは情報は受信できません。防災情報は、なるべく松阪市「防災情報メール」を登録されることをお勧めします。

（5）スマートフォン向け　三重県公式防災アプリ「みえ防災ナビ」

現在地の気象情報や、地震情報、避難情報などの防災情報をプッシュ通知にて受け取ることができます。プッシュ通知には事前の設定が必要です。

ダウンロードはこちら！

使い方について詳しくはWEBで

みえ防災ナビ

※アプリのダウンロードやご利用における受信料は、ご利用者の負担となります。

10－3　緊急通報装置の貸与　身　知　精　難

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

※ 65 歳以上の方は、高齢者支援課（電話 53－4069　FAX 26－4035）

障がいのあるひとり暮らしの方に、急病や災害時の緊急時の連絡確保のため、緊急通報装置を貸与します。

【対象者（次のすべてに該当）】

① ひとり暮らしの障がい者（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者）又は難病患者で 65 歳未満の方

※ 65 歳以上の方は、高齢者支援課高齢者サービス係へ相談してください。

② 市民税非課税者又は生活保護受給者

【必要な物】

① 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

② 難病患者の場合は、特定疾患医療受給者証

※ 申請には、協力員の登録が必要です。協力員には、通報時に緊急通報センターから初期対応の連絡をしますので、なるべく近隣にお住まいの方で 3 名程度の登録をお願いします。

※ 申請は、電話回線が設置されている方に限ります。

【費用】

装置の設置工事及び貸与は無料です。また、通話料及び通信料はかかりません。ただし、装置を紛失又は過失により損壊した場合等の修理費は自己負担となります。

その他の支援

11－1　郵便等による不在者投票　身

窓口：選挙管理委員会事務局（電話 53－4411　FAX 53－4410）

身体に重度の障がいがある方や介護が必要な方は、郵便等による不在者投票ができます。郵便等による不在者投票をするためには、あらかじめ選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

【郵便等による不在者投票における対象者（次のいずれかに該当）】

① 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の障がいのある方（○印の該当者）

② 介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護 5」の方

≪身体障害者手帳≫

障がい名	障がいの程度		
	1 級	2 級	3 級
両下肢、体幹、脳原性運動機能障がいのうち移動機能の障がい	○	○	－
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	－	○
免疫、肝臓の障がい	○	○	○

≪戦傷病者手帳≫

障がい名	特別項症	第 1 項症	第 2 項症	第 3 項症
両下肢、体幹の障がい	○	○	○	－
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

≪介護保険の被保険者証≫

要介護状態区分「要介護 5」

【郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者（次のいずれかに該当）】

郵便等による不在者投票の対象者で、かつ次の障がいのある方は、自ら投票の記載ができない場合あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る）に投票に関する記載を代理させることができます。

① 身体障害者手帳　　上肢障がい又は視覚障がい　　1 級

② 戦傷病者手帳　　上肢障がい又は視覚障がい　　特別項症～第 2 項症に該当

【手続きに必要なもの（該当するものすべて）】

① 身体障害者手帳

② 戦傷病者手帳

③ 介護保険の被保険者証

11－2　投票所入場券　　身

窓口：選挙管理委員会事務局（電話 53－4411　FAX 53－4410）

目の不自由な方が他の郵便物と区別ができるように、投票所入場券の封筒に「選挙名」「投票所入場券」を点字シールで表示したものを送付します。

希望される方は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

11－3　障がい者デイケア　　精

窓口：松阪市障がい児・者総合相談センター　マーベル（電話 20－9191）

精神障がいの方を対象に、調理、体操、レクリエーション等を通じて交流を図ります。なお、申し込みには、所定の診断書が必要です。

【実施内容】

費　　用：材料費 200 円程度

開催日時：第 1・3 木曜日　午前 10 時～午後 2 時

開催場所：松阪市障害者福祉センター

11－4　障害者福祉センター事業　　身　知　精　難

窓口：松阪市障害者福祉センター（電話 53－4489　FAX 26－2806）

松阪市障害者福祉センターにおいて、障がいのある方々の自立と生きがいを高めるため、日常生活訓練、創作活動、機能訓練、レクリエーション活動、社会参加促進事業を行っています。

【対象者】

松阪市及び近隣市町に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方又は難病患者

【事業内容】

障がい者作品展、社会研修、歩行訓練、編物、書道、陶芸、カラオケ、料理、絵画、民謡、童謡、園芸、おりがみ、太極拳、機能訓練、医療相談など

【利用料】

無料（材料費等は実費負担）

【手続きに必要なもの】

障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）

※ 難病の場合は、特定疾病（指定難病）受給者証又は医師の診断書が必要です。

11－5　車いすの貸出　身 知 精 難

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）

病気やケガなどで、一時的に車いすが必要な方に対して車いすを無料で貸し出します。貸出期間は原則として 1 か月以内です。事情がある方に限り期間の延長が最大３か月まで可能です。（延長を希望される場合は、必ず障がい福祉課までご連絡ください。）

なお、常時車いすが必要な方は、他の制度をご利用ください。

【対象者】

松阪市に住民票がある方で、一時的に車いすを必要とする方

【手続きに必要なもの】

身分を証明できるもの

※ 予約はできません。
※ 台数に限りがあるため、ご利用いただけない場合があります。
※ 松阪市社会福祉協議会でも貸出しています。詳しくは松阪市社会福祉協議会福祉のまちづくり課ボランティアセンター（福祉会館 23-2941）までお問い合わせください。

11－6　生活福祉資金の貸付　身 知 精

窓口：松阪市社会福祉協議会　本所　地域生活支援課　（電話 30－5690　FAX 23－3359）
嬉野支所　（電話 42－2718）　三雲支所　（電話 56－7247）
飯南支所　（電話 32－4630）　飯高支所　（電話 45－1125）

生活福祉資金貸付事業は、比較的所得が少ない世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした貸付制度です。松阪市社会福祉協議会が窓口となり、三重県社会福祉協議会が審査し貸付可否の決定を行います。

＊貸付には条件があるため対象とならない場合があります。

【貸付対象】　低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

【貸付資金の種類】

① 福祉資金　療養費、介護等費、福祉費、福祉費(住宅)、福祉用具購入費、生業費
障がい者自動車購入費、災害援護資金、技能習得費、緊急小口資金

② 教育支援資金　教育支援費、就学支度費

③ 総合支援資金　生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費

④ 不動産担保型生活資金　不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

【連帯保証人】　原則、必要としますが、連帯保証人を立てない場合も貸付可能です。

【貸付金利子】　連帯保証人を立てる場合は無利子　連帯保証人を立てない場合は年 1.5%
※緊急小口資金、教育支援資金は無利子、不動産担保型生活資金は年 3%または毎年 4 月 1 日時点の長期プライムレートのいずれか低い利率

社会福祉法人三重県社会福祉協議会　生活福祉資金センター（生活福祉資金）
https:// www.miewel-1.com/introduction/funding/lifewelfare

三重県社会福祉協議会　生活福祉資金　検 索

11－7　松阪版サポートブック　　身　知　精

窓口：松阪市社会福祉協議会（電話 23－2941　FAX 23－3359）

本人の想いを本人の目線で本人や保護者の方が作成する携帯型ツール。

障がい特性、コミュニケーションのとり方や癖、さまざまな場面での反応の仕方などを、具体的にまとめた一冊となります。

この冊子をいつも携帯し、支援者に読んでもらうことによって、本人の不安や困り感を理解してもらい、心の通い合う支援につなげられるようになります。自分のことをうまく伝えられない本人が「ぼく（わたし）のことわかって！」と困り感を伝えるツールでもあります。

また、普段から身に付けて、サポートブックを意識（書き換えや更新）することで、日々の生活の質の向上、さらには災害等の緊急時に親や親しい人と離れた時にも、不安感を取り除き安心して生活できるツールのひとつとして活用できます。

Q サポートブックを書くきっかけは？

A　本人の困り感を家族以外の人に伝えたいときがきっかけです。

本人の成長とともに新しい人との関わりや新しい環境へ移る時などは子供が不安定な時期でもあり、学校の先生や福祉サービス事業所の職員さんに“子どものことを知ってもらいたい！”と本人の困り感を家族以外の人に伝えたいと思ったことがきっかけでした。

家族の目線で書いたものは要望に近くて、子どもの目線で書いたものは読み手に伝わりやすいことも使ってみて気づきました。

担任の先生が変わった時、
宿泊をともなう学校行事に参加する時、
サービスを初めて利用する時など、
きっかけはそれぞれにあると思います。

伝えたいと思った時、一枚の紙にちょっと
書き出すだけでもきっかけにつながりますよ

（先輩ママの体験談より）

例えば、こんな場面で活用できます。

- ○外出時等の余暇活動
- ○急な入所・入院時
- ○ケガ等の救急時
- ○災害時（避難が必要な時、避難先）

体験談や記入項目の
一部を紹介するよ♪

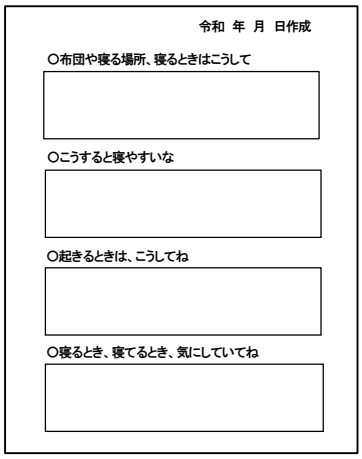

松阪版サポートブック　松阪版サポートブック　松阪版サポートブック　松阪版サポートブック

ブック全体の内容は
ホームページを確認して
みてね！

松阪市社会福祉協議会　検索

権利擁護

12－1　成年後見制度　知　精

窓口：松阪市成年後見センター（電話 31－3001　FAX23－3359）
　　障がい福祉課（電話 53－4056　FAX 26－9113）
　　※ 65 歳以上の方は、高齢者支援課（電話 53－4069　FAX 26－4035）

知的障がい、精神障がい、認知症などで判断能力が十分でない方の財産管理や介護サービス契約等の法律行為を本人に代わって後見人等が行う制度です。後見人等になる人は、親族や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、法律又は福祉に関わる法人等から家庭裁判所が選任します。

【法定後見制度の概要】

	後　見	保　佐	補　助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる方	本人、配偶者、4 親等内の親族、検察官、市長など（注 1）		
成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）の同意が必要な行為	－	民法 13 条 1 項所定の行為（借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築などの行為）（注 2）（注 3）	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為（左記の行為の一部）（注１）（注２）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注 2）（注 3）	同上（注 2）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注 1）	

注 1　本人以外の請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

注 2　日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

注 3　家庭裁判所の審判により、民法 13 条 1 項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができます。

【任意後見制度】

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。

【窓口のご案内】

手続	管轄の家庭裁判所	旧松阪市内、飯南・飯高にお住まいの方　津家庭裁判所松阪支部（電話 51－0542） 嬉野・三雲にお住まいの方　津家庭裁判所（電話 059－226－4711）	
相談	知的障がい・精神障がい	松阪市成年後見センター（松阪市福祉会館）（電話 31-3001）	障がい福祉課障がい福祉係（電話 53－4056）
	65 歳以上の方		高齢者支援課高齢者サービス係（電話 53－4069） 各地域包括支援センター
	任意後見契約		松阪公証人合同役場（南町 178-5　電話 23－7883）

12－2　成年後見制度利用支援事業　知　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4056　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課
※ 65 歳以上の方は、高齢者支援課（電話 53－4069　FAX 26－4035）

成年後見制度利用支援事業は、申立て費用や成年後見人等への報酬の負担が経済的に困難な方を対象に、これらの費用を公費で助成する事業です。

【支援内容】

① 後見開始等の審判請求費用の助成
65 歳未満の知的障がい者又は精神障がい者であって、下記の条件に該当する方。
※ 65 歳以上の方は高齢者支援課高齢者サービス係へ相談してください。

② 後見人等報酬の助成

【助成の条件等】

区分	①審判請求費用の助成	②後見人等報酬の助成
助成の対象者	・成年被後見人等（本人） ・申立代理人	・成年被後見人等（本人）
対象者の条件	次のいずれかに該当する方 （1）生活保護受給者 （2）中国残留邦人等支援給付受給者 （3）資産等の状況から(1)に準ずる方で次のアからウのすべてを満たす方 ア 市民税非課税世帯（世帯員全員が非課税） イ 預貯金等の額が、単身世帯で 80 万円以下、2 人世帯で 120 万円以下、以降、世帯員が 1 人増えるごとに 35 万円を加算した額以下 ウ 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない ※ ただし、申立代理人の場合は、成年被後見人等（本人）及び申立代理人のいずれもが上記に該当する場合に限る。	左記と同様 ※ ただし、後見人等が本人の配偶者、直系血族（父母・祖父母・子・孫など）、兄弟姉妹の場合を除く。
対象経費	（1）切手購入費用 （2）収入印紙購入費用 （3）診断書作成費用 （4）鑑定費用	家庭裁判所が審判した後見人等報酬の範囲内 ※ ただし、被後見人等（本人）が次の場合にそれぞれ限度額が定められています。 ・在宅の場合　　（28,000 円／月） ・施設入所の場合（18,000 円／月）
備考	支給決定のため必要に応じて、戸籍の調査や預貯金等資産の調査を行う場合があります。	

12－3　日常生活自立支援事業　　知　精

窓口：松阪日常生活自立支援センター（松阪市社会福祉協議会　電話 22－3715）

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など、日常生活を送るうえで必要な判断に不安がある方に対して、福祉サービスを利用するための手続きや日常的なお金の管理などをお手伝いします。

【対象者】

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者など、福祉サービスを利用するための手続きや日常的な金銭管理等が不安な方

※ ただし、本人との契約に基づいてサービスを提供しますので、利用意思と契約内容への理解が必要です。

【支援内容】

① 福祉サービス利用援助

・福祉サービス利用に関する情報の提供・助言・相談など

・福祉サービスの利用をはじめたりやめたりするときの手続き

・苦情を申し出るためのお手伝い

② 日常的金銭管理サービス

・日常生活に必要な預貯金の払い戻し、預け入れ、各種支払のお手伝い

・福祉サービスの利用料や公共料金、家賃、税金などの支払い

・年金などを受け取るための手続き

③ 書類等の預かりサービス

・通帳や印鑑、年金証書などを金庫にて保管

【利用料】

・福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス　1,500 円／1 回（1 時間程度）

※ 契約を締結するまでの相談や支援計画の作成などは、無料です

※ 生活保護を受給している方は、利用料が免除されます

※ 所得の状況によって、利用料が免除されます

・書類等の預かりサービス　3,000 円／年（250 円／月）

12－4　障がい者に対する虐待の防止　　身　知　精

窓口：障がい福祉課（電話 53－4082　FAX 26－9113）又は各地域振興局地域住民課

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でその人らしく尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことであり、社会全体で障がい者の虐待防止に取り組んでいく必要があります。

【障害者虐待防止法】

平成 24 年 10 月 1 日、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が施行され、国や地方自治体、障害者福祉施設などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課すなどしています。

【法に定める障がい者虐待の定義と類型】

定義	類型
（1）養護者による障がい者虐待 （2）障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 （3）使用者による障がい者虐待	（1）身体的虐待
	（2）放棄・放置
	（3）心理的虐待
	（4）性的虐待
	（5）経済的虐待

【通報窓口】

対象	連絡・通報先	
● こども虐待 （18 歳未満の子ども）	松阪市こども家庭センター（30－8666） 三重県中勢児童相談所（059－231－5666）	
	夜間・休日（児童相談所 虐待対応ダイヤル 189）	
● 障がい者虐待 （18 歳以上 65 歳未満の障がい者）	松阪市障がい福祉課 （53－4082・4056）	嬉野振興局（48－3809） 三雲振興局（56－7910） 飯南振興局（32－2922） 飯高振興局（46－7112）
	夜間・休日（市役所当直室 53－4100）	
● 高齢者虐待 （65 歳以上の高齢者）	松阪市高齢者支援課 （53－4069・4088） 嬉野振興局（48－3809） 三雲振興局（56－7910） 飯南振興局（32－2922） 飯高振興局（46－7112）	第一地域包括支援センター（25－1070） 第二地域包括支援センター（42－7255） 第三地域包括支援センター（32－5083） 第四地域包括支援センター（51－5885） 第五地域包括支援センター（25－4300）
	夜間・休日（市役所当直室 53－4100）	

相談

13－1　相談窓口

【障がい児（者）の生活支援に関する相談窓口】

窓口	電話番号	相談及び開設時間
松阪市障がい児・者総合相談センター　マーベル 殿町 1563 番地　松阪市福祉会館	20－9191 （FAX）20－9194	月～金曜日　午前 9 時～午後 5 時 （祝日、年末年始を除く）
障害者就業・生活支援センター　みらーち 京町 508 番地 1　101 ビル 4 階	20－8680 （FAX）20－8681	月～金曜日　午前 9 時～午後 5 時 （祝日、年末年始を除く）
明和ねむの木 明和町大字上野 435	0596－52－0150 （FAX）同上	月～金曜日　午前 9 時～午後 5 時 （祝日、年末年始を除く）
松阪市福祉事務所障がい福祉課　障がい福祉係 殿町 1340 番地 1	53－4056 （FAX）26－9113	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 （祝日、年末年始を除く）

【障がい者相談員】

障がい者相談員は、主に障がい者やその家族で構成されています。

障がいのある方の家庭生活や地域活動に関する相談、助言や指導を行っています。

	氏　名	所属団体	連絡先
身体障がい者相談員	中川　隆宣	身体障害者福祉協会	47－0269
	花井　忠和		56－2704
	河原　洋紀	視覚障害者協会	58－2664
	深川　誠子	ろうあ福祉協会	（FAX）23－7422
	八田　久子	肢体不自由児者父母の会	51－7137

	氏　名	所属団体	連絡先
知的障がい者相談員	杉田　敦子	手をつなぐ親の会	26－4358
	東出　久子		23－5676
	渡邉　正則		26－2136
	青木　京子	－	080－6954-1965

13－2　各種相談窓口

【こころの相談】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
こころの傾聴テレフォン	三重県こころの健康センター （津市桜橋 3 丁目 446-34）	059-223-5237 059-223-5238	月～金曜　午前 10 時～午後 4 時
こころの健康相談（予約制）	松阪保健所 （高町 138）	50-0532	毎月 1 回不定期 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
精神保健福祉相談（予約制）	松阪保健所 （高町 138）	50-0532	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
家族による電話相談	NPO 法人三重県精神保健福祉会 （津市桜橋 3 丁目 446-34）	059-271-5808	毎週火・木曜 午前 10 時～午後 4 時
三重いのちの電話	NPO 法人三重いのちの電話協会	059-221-2525 0570-783-556	毎日午後 6 時～午後 11 時 毎日午前 10 時～午後 10 時
自殺予防いのちの電話 （フリーダイヤル相談）	一般社団法人 日本いのちの電話連盟	0120-783-556	・毎日午後 4 時～午後 9 時 ・毎月 10 日午前 8 時～ 翌 11 日午前 8 時
自殺予防・自死遺族 （電話相談）	三重県こころの健康センター （津市桜橋 3 丁目 446-34）	059-253-7823	毎週月曜（祝日の場合は火曜） 午後 1 時～午後 4 時
依存症 （電話相談）	三重県こころの健康センター （津市桜橋 3 丁目 446-34）	059-253-7826	毎週水曜 午後 1 時～午後 4 時

※ いずれも土日・祝日、年末年始を除く。

【医療に関すること】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
医療に関する悩みや心配ごとの相談（治療内容は除く）	三重県医療安全支援センター （津市広明町 13）	059-224-3111	午前 9 時～午後 4 時 （午前 12 時～午後 1 時を除く） （土日・祝日、年末年始を除く）
精神障がいのある方やご家族が、夜間・休日等でかかりつけ医と連絡が取れないときの緊急相談電話	三重県精神科救急情報センター	29-9099	24 時間対応（土日を含む）
子どもの病気・薬・事故に関する電話相談	みえ子ども医療ダイヤル	#8000 又は 059-232-9955	月～土　午後 7 時～翌午前 8 時 日・祝・年末年始　午前 8 時～翌午前 8 時

【薬の相談】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
くすりの相談テレホン	三重県薬剤師会薬事情報センター （津市島崎町 311）	059-228-1113	午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 （午前 12 時～午後 1 時を除く 土日・祝日、年末年始を除く）

【生活に関すること】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
障がい者の生活に関する相談	松阪市障がい児・者総合相談センター「マーベル」（殿町 1563　松阪市福祉会館）	20-9191	午前 9 時～午後 5 時
障がい福祉制度に関する相談	松阪市障がい福祉課（殿町 1340-1）	53-4056	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
心配ごと、生活に関する相談（窓口相談）	松阪市社会福祉協議会（鎌田町 213-1）	松阪支所 30-5210	午後 1 時～午後 4 時
	嬉野社会福祉センター（嬉野権現前町 423-9）	嬉野支所 42-2718	第 1 月曜 午前 9 時～午前 11 時半
消費生活、多重債務に関する相談	三重県消費生活センター（津市栄町 1-954）	059-228-2212	午前 9 時～午後４時（午前 12 時～午後 1 時を除く）
	松阪市消費生活センター（松阪市役所 4 階　商工政策課内）	25-6590	午前 9 時～午後４時（午前 12 時～午後 1 時を除く）
外国語による生活相談（英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語）	公益財団法人三重県国際交流財団（津市羽所町 700）	059-223-5006	午前 9 時～午後 5 時（午前 12 時～午後 1 時を除く）

※ いずれも土日・祝日、年末年始を除く。

【就労に関すること】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
障がい者の就労に関する相談	障害者就業・生活支援センターみらーち（京町 508-1　101 ビル 4 階）	20-8680	午前 9 時～午後 5 時
障がい者の就職・職場復帰のための各種支援	三重障害者職業センター（津市島崎町 327-1）	059-224-4726	午前 8 時 45 分～午後 5 時
就職に関する相談	ハローワーク松阪（高町 493-6）	51-0860	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
	ハローワーク松阪「就労の広場」（松阪市役所 1 階 保護自立支援課内）	25-5232	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
若者の就職に関する本人や家族に対する相談・支援	若者就業サポートステーション・みえ（津市羽所町 700）	059-271-9333	午前 9 時～午後 6 時

※ いずれも土日・祝日、年末年始を除く。

【障がいや病気に関すること】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
自閉症や発達障害のご本人や家族への療育、教育、福祉、就労等の相談	三重県自閉症・発達障害支援センター「れんげ」（津市城山一丁目 12-2）	059-238-0002	午前 9 時～午後 5 時
難病に関する相談	三重県難病相談支援センター（津市桜橋 3 丁目 446-34）	059-223-5063	午前 9 時～午後 4 時
	松阪保健所（高町 138）	50-0532	午前 8 時 30 分～午後 5 時
視覚障がいに関する相談	三重県視覚障害者支援センター（津市桜橋 2 丁目 131）	059-228-3463	午前 9 時～午後 5 時
聴覚障がいに関する相談	三重県聴覚障害者支援センター（津市桜橋 2 丁目 131）	059-223-3302 （FAX）059-223-3301	午前 9 時～午後 5 時
高次脳機能障がいに対する相談	三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曽 670-2）	059-231-0037	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
認知症に関する相談	三重県認知症コールセンター	059-235-4165	月～土曜 午前 10 時～午後 6 時 （水曜日を除く）
がんに関する悩み、不安相談	三重県がん相談支援センター（津市桜橋 3 丁目 446-34）	059-223-1616	午前 9 時～午後 4 時 30 分 （第 1 日曜を含む。ただし、翌日の月曜は休み）

※ いずれも土日・祝日、年末年始を除く。

【法律に関すること】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
成年後見、借金、その他法律相談	三重県司法書士会総合相談センター（津市丸之内養正町 17-17）	059-273-6300	第 1～3 水曜 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分
法的トラブルの相談	法テラス・サポートダイヤル（日本司法支援センター）	0570-078374	月～金曜 午前 9 時～午後 9 時
犯罪被害者支援ダイヤル	法テラス・サポートダイヤル（日本司法支援センター）	0570-079714	土曜 午前 9 時～午後 5 時
法律相談（予約制）	法テラス三重（津市丸之内 34-5）	0570-078344	午前 9 時～午後 5 時
成年後見制度に関する相談	松阪市成年後見センター（殿町 1563　松阪市福祉会館）	31-3001	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※ いずれも土日・祝日、年末年始を除く。

【人権に関すること】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
人権相談（全国ナビダイヤル）	みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）	0570-003-110	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
人権相談	津地方法務局松阪支局（高町 493-6）	53-1501	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※ いずれも土日・祝日、年末年始を除く。

【子どものこころや発達相談】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
子ども発達相談	松阪市子ども発達総合支援センター「そだちの丘」（下村町 875-1）	30-4410	午前 9 時～午後 5 時
子どもの心身両面の発達過程で生じるあらゆる相談	三重県児童相談センター（津市一身田大古曽 694-1）	059-231-5666	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
子どもの悩みと発達についての電話相談	三重県立子ども心身発達医療センター（津市大里窪田町 340-5）	059-253-2030	午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（午前 12 時～午後 1 時を除く）

※ いずれも土日・祝日、年末年始を除く。

【子どもの教育相談】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
子どもの教育相談	松阪市子ども支援研究センター（川井町 690-1）	23-7939	第 1 土曜を含む月～金曜 午前 9 時～午後 5 時 第 3 土曜のみ 午後 1 時～午後 5 時 第 2・4 月曜、第 1・3 水曜 午前 9 時～午後 6 時
不登校の相談	鈴の森教室（川井町 690-1）	26-1900	月～金曜 午後 2 時～午後 5 時
子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方の問題等の相談	三重県総合教育センター（津市大谷町 12）	059-226-3729	月・水・金曜 午前 9 時～午後 9 時 火・木曜 午前 9 時～午後 5 時

※ いずれも土日・祝日、年末年始を除く。

【ひきこもりの相談】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談日及び開設時間
ひきこもり（電話相談）	三重県ひきこもり地域支援センター（津市桜橋 3 丁目 446-34）	059-253-7826	月～金曜 午前 9 時～午後 4 時
ひきこもり地域支援センターそ・えーる	市役所 生活相談支援センター隣（殿町 1340-1）	31-1922	月～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※ いずれも土日・祝日、年末年始を除く。

【福祉まるごと相談室】

相談内容	相談窓口	担当地区	電話番号	相談日及び開設時間
健康や福祉に関する相談	鎌田　福祉まるごと相談室 （鎌田町 656 鎌中地域交流センター内）	第四・港 松ヶ崎	52-6161	月～金曜 午前 9 時～午後 5 時 ※学校施設を閉じる日を除く。
	松尾・大河内・宇気郷　福祉まるごと相談室 （丹生寺町 605 松尾地区コミュニティセンター内）	松尾・大河内 宇気郷	58-3960	月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
	中央・幸　福祉まるごと相談室 （殿町 1563 松阪市福祉会館内）	中央・幸	23-8877	月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
	神戸・徳和　福祉まるごと相談室 （垣鼻町 1461-8 神戸地区市民センター内）	神戸・徳和	29-1171	月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
	花岡　福祉まるごと相談室 （駅部田町 1390-1 第五地域包括支援センター内）	花岡	26-1188	月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
	東部　福祉まるごと相談室 （JA みえなか　旧漕代支店内 漕代地区市民センター向かい）	朝見・掃水（櫛田） 漕代・西黒部 東黒部・機殿	28-7200	月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
	三雲　福祉まるごと相談室 （曽原町 872 三雲地域振興局内）	三雲管内	56-7911	月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
	嬉野　福祉まるごと相談室 （嬉野町 1434 嬉野地域振興局内）	嬉野管内	48-3803	月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
	飯南　福祉まるごと相談室 （飯南町粥見 180 飯南地域振興局内）	飯南管内	32-2513	月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
	飯高　福祉まるごと相談室 （飯高町宮前 180 飯高地域振興局内）	飯高管内	46-7116	月～金曜 午前 9 時～午後 5 時
	松阪市健康福祉総務課 （殿町 1340-1）	上記以外	31-1926	月～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※ いずれも土日・祝日、年末年始を除く。
※「鎌田福祉まるごと相談室」については、学校施設を閉じる日を除く。

身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が 0.01 以下のもの				①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	①視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度(Ⅰ/4 視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度(Ⅰ/2 指標による。以下同じ。)が 28 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			①両上肢の機能の著しい障害 ②両上肢のすべての指を欠くもの ③1 上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの ④1 上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障害 ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	①視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの(2 級の 2 に該当するものを除く。) ②視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	①両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ②両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ③1 上肢の機能の著しい障害 ④1 上肢のすべての指を欠くもの ⑤1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパー関節以上で欠くもの ②1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの ③1 下肢の機能を全廃したもの
4級	①視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの(3 級の 2 に該当するものを除く。) ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの ③両眼開放視認点数が 70 点以下のもの	①両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか 1 関節の機能を全廃したもの ④1 上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑤1 上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 3 指を欠くもの ⑦おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 3 指の機能を全廃したもの ⑧おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 4 指の機能の著しい障害	①両下肢のすべての指を欠くもの ②両下肢のすべての指の機能を全廃したもの ③1 下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの ④1 下肢の機能の著しい障害 ⑤1 下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥1 下肢が健側に比して 10cm 以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの
5級	①視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの ②両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ④両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの		平衡機能の著しい障害		①両上肢のおや指の機能の著しい障害 ②1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか 1 関節の機能の著しい障害 ③1 上肢のおや指を欠くもの ④1 上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤1 上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 ⑥おや指又はひとさし指を含めて 1 上肢の 3 指の機能の著しい障害	①1 下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 ②1 下肢の足関節の機能を全廃したもの ③1 下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの	①両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの(40cm 以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの) ②1 側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの			①1 上肢のおや指の機能の著しい障害 ②ひとさし指を含めて 1 上肢の 2 指を欠くもの ③ひとさし指を含めて 1 上肢の 2 指の機能を全廃したもの	①1 下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②1 下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					①1 上肢の機能の軽度の障害 ②1 上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか 1 関節の機能の軽度の障害 ③1 上肢の手指の機能の軽度の障害 ④ひとさし指を含めて 1 上肢の 2 指の機能の著しい障害 ⑤1 上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥1 上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障害 ②1 下肢の機能の軽度の障害 ③1 下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか 1 関節の機能の軽度の障害 ④1 下肢のすべての指を欠くもの ⑤1 下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥1 下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの
備考	①同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は、1 級うえの級とする。ただし、2 つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 ②肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。 ③異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級により上の級とすることができる。 ④「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 ⑤「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 ⑥上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 ⑦下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。					

（太実線より上は第１種を、下は第２種を示す。）

			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
①体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							

障がい者マーク

名　　称	お問い合わせ先
障がい者のための国際シンボルマーク 障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 電 話 03-5273-0601 F A X 03-5273-1523
身体障害者標識（身体障がい者マーク） 体が不自由なため条件付で運転免許が認められている方が運転するときに自動車に付けるものです。	警察庁交通局交通企画課 電 話 03-3581-0141
聴覚障害者標識（聴覚障がい者マーク） 聴覚に障がいがあるためワイドミラーの使用を条件として運転免許が認められている方が運転するときに自動車に付けるものです。	
耳マーク 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。手話・筆談・ゆっくり話す等の配慮をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 電 話 03-3225-5600 F A X 03-3354-0046
視覚障がい者のための国際シンボルマーク 世界盲人会連合で 1984 年に制定された視覚障がい者のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電 話 03-5291-7885 F A X 03-5291-7886
ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬同伴の啓発マークで、身体障害者補助犬は、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいい、公共施設や交通機関、デパートやスーパーなどの民間施設でも同伴できます。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部自立支援振興室 電 話 03-5253-1111 F A X 03-3503-1237
オストメイト・オストメイト用設備マーク 人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）であること、オストメイトのための設備があることを表しています。	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 電 話 03-3221-6673 F A X 03-3221-6674
ハート・プラスマーク 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいがある方を表し、このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご協力をお願いします。	NPO 法人 ハート・プラスの会 電 話 080-4824-9928
ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に知らせることができるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。	三重県子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課 電 話 059-224-3349 F A X 059-224-2270 ※配布については、 松阪市障がい福祉課窓口等でも行っています。

令和７年度　**障がい福祉のしおり**

■ 松阪市福祉事務所　障がい福祉課

515-8515　三重県松阪市殿町 1340 番地１

電　話　　0598-53-4082

ＦＡＸ　　0598-26-9113

E-mail　　shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

■ 令和７年４月１日　［ v 1.1 ］

UD フォントを使用して作成しています

茶